明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（四九）　三
○防衛省組織令等の一部を改正する政令（五〇）　五
○測量法施行令及び建設業法施行令の一部を改正する政令（五一）　六
○一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（五二）　六
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（五三）　七
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（五四）　七
○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（五五）　七
○医療法施行令の一部を改正する政令（五六）　七
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（五七）　七

〔内閣官房令〕
○経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房二）　七

〔省　令〕
○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（外務五）　一〇
○国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（同六）　一〇
○セグロウリミバエの緊急防除に関する省令（農林水産九）　一一
○エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通一三）　一三
○国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令（同一四）　一四

〔規　則〕
○人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則（人事院八―一二―二二）　一六

〔告　示〕
○食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　一八
○食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針を廃止する告示（同二）　一九
○動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件（農林水産四一四）　一九
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件（同四一五）　二二
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同四一六）　二三
○生産業者の住所及び登録外国生産業者の名称並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同四一七）　二三
○肥料の登録が失効した件（同四一八）　二六
○セグロウリミバエの緊急防除に関する告示（同四一九）　二六
○松山空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通一八二）　二七
○大分空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同一八三）　二九
○宮崎空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同一八四）　二九
○鹿児島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同一八五）　三〇
○那覇空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同一八六）　三〇
○自然再生基本方針を変更する件（環境二四）　三〇

〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則八―一八（採用試験）第三条第四項、第四条第二項及び第三項、第六条第一項及び第二項第一号並びに第八条第三項の規定に基づき、平成二十六年人事院公示第二十二号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示五）　三一
国家試験
令和六年度技術士第二次試験合格者（文部科学省）　二八
第二十回紛争解決手続代理業務試験合格者（厚生労働省）　二九
令和七年度裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）公告（最高裁判所）　三〇
令和七年度裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分）公告（同）　三一
令和七年度裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）公告（同）　三二
令和七年度裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、大卒程度区分）公告（同）　三三
令和七年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）公告（同）　三四
令和七年度裁判所書記官等試験委員会臨時委員（同）　三五
令和七年度家庭裁判所調査官試験委員会臨時委員（同）　三六

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第四九号）（防衛省）

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二四号）の施行期日は、令和七年三月二四日とすることとした。

◇防衛省組織令等の一部を改正する政令（政令第五〇号）（防衛省）

一　防衛省組織令の一部改正関係

1　統合幕僚監部指揮通信システム部を廃止するとともに、統合幕僚監部に新たに後方計画部を置くこととした。（第五六条及び第六六条～第六九条関係）

2　統合幕僚監部首席後方補給官を廃止するとともに、統合幕僚監部に新たに首席指揮通信システム官を置くこととした。（第七三条関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　自衛隊法施行令の一部改正関係

1　自衛隊海上輸送群の新編に伴い、その編成に加えられる自衛艦を自衛艦旗の交付の対象に加えることとした。（第一条の二関係）

2　海上自衛隊大湊地区隊の新編に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第二一条、第二一条の二～第二一条の四、第二六条、第一〇四条及び別表第二の二～別表第四関係）

3　航空自衛隊航空医学実験隊を航空自衛隊航空医学安全研究隊に改編することとした。（第二八条の一一関係）

4　統合作戦司令部の新設に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第三〇条の一六、第三〇条の一七及び第三一条関係）

5　自衛隊海上輸送群の新編に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第三〇条の二二及び第三〇条の二三関係）

6　統合作戦司令部の新設に伴い、防衛出動時（自衛隊法第七六条第一項第一号に係る部分に限る。）における物資の収用、土地の使用等の処分を都道府県知事に要請することができる者に統合作戦司令官を追加することとした。（第一二七条関係）

7　統合作戦司令部の新設に伴い、展開予定地域内の土地の使用等を都道府県知事に要請することができる者に統合作戦司令官を追加することとした。（第一四三条関係）

8　船舶法等の適用除外について、自衛隊の使用する全ての船舶（水陸両用車両を含む。）が対象とされ、自衛隊法第一一一条においてこれらの船舶に対し、防衛大臣が技術上の基準を定めることとされたことから、第一四五条第一項のただし書を削除することとした。（第一四五条関係）

9　統合作戦司令部の新設に伴い、統合作戦司令官の職にある陸将、海将又は空将である自衛官の定年を年齢六二年と規定することとした。（別表第九関係）

10　その他所要の規定の整備を行うこととした。

三　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

1　統合作戦司令部の新設に伴い、統合作戦司令官を自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄の七号俸の俸給月額を受ける官職として定めることとした。（第四条及び第六条の二〇関係）

2　統合作戦司令部の新設に伴い、本府省業務調整手当の支給範囲を改めることとした。（第八条の四関係）

3　統合幕僚監部の改編に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（別表第二関係）

4　統合幕僚監部の改編並びに海上自衛隊地方隊の地区総監部、統合作戦司令部及び自衛隊海上輸送群の新編に伴い、俸給の特別調整額の対象官職を改めることとした。（別表第三関係）

5　航空医学安全研究隊の新編に伴い、異常圧力内作業等手当の支給範囲を改めることとした。（別表第五関係）

四　国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令の一部改正関係

「弾薬庫」及び「燃料庫」に海上自衛隊地方隊の地区総監部が管理する施設を追加することとした。（第一条関係）

五　電気事業法施行令の一部改正関係

自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）に設置される工作物であって、当該船舶等以外の場所に設置される電気的設備に電気を供給するためのもの以外のものを電気工作物から除くこととした。（第一条関係）

六　国勢調査令の一部改正関係

自衛隊の使用する船舶内の居住者の住居とみなす場所に、当該船舶が籍を置く地区総監部の所在する場所等を追加することとした。（第二条関係）

七　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正関係

統合作戦司令部、海上自衛隊大湊地区隊及び自衛隊海上輸送群の新編に伴い、武力攻撃事態等において市町村長が避難住民の誘導を行うよう要請できる自衛隊の部隊等の長に統合作戦司令官、地区総監及び自衛隊海上輸送群司令を追加することとした。（第八条関係）

八　施行期日等

1　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

2　この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年三月二四日）から施行することとした。

◇測量法施行令及び建設業法施行令の一部を改正する政令（政令第五一号）（国土交通省）

一　測量法施行令の一部改正関係

測量法第五七条の二の規定により意見を求められて出頭した参考人に支給する旅費の種類について、車賃をその他の交通費に、宿泊料を宿泊費に改め、包括宿泊費を加えることとした。（第一二条関係）

二　建設業法施行令の一部改正関係

建設工事の請負契約に関する紛争処理の手続に要する費用の種類について、車賃をその他の交通費に、宿泊料を宿泊費に、日当を宿泊手当に改め、包括宿泊費を加えることとした。（第二五条第一号関係）

三　施行期日

この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（政令第五二号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間を追加等することとした。（別表関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第五三号）（内閣府本府）

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二八号）の施行期日は、令和七年四月一日とすることとした。

◇経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第五四号）（内閣府本府）

1　特定社会基盤事業の追加

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五〇条第一項の政令で定める事業に一般港湾運送事業を追加することとした。（第九条第八号関係）

2　施行期日

この政令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行することとした。

◇特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第五五号）（総務省）

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二五号）の施行期日を令和七年四月一日とすることとした。

◇医療法施行令の一部を改正する政令（政令第五六号）（厚生労働省）

1　全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、医療法施行令について、所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第五七号）（内閣官房）

1　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七二号）の一部の施行に伴い、地方公共団体が支弁した国民の保護のための措置等に要する費用のうち地方公共団体が負担するものの範囲に関する規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

政　令

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第四十九号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年三月二十四日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　鈴木　馨祐
経済産業大臣　武藤　容治
防衛大臣　中谷　元

防衛省組織令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第五十号

防衛省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十四号）の施行に伴い、並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第二十条第三項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四条第一項、第二十三条、第四十五条第二項、第八十一条第六項、第百三条第一項及び第二項、第百三条の二第一項並びに第百六条第二項、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第六条第二項、同法第十一条の二において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条第一項、防衛省の職員の給与等に関する法律第十一条の三第一項、同法第十四条第二項において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律第十条の三第一項第二号及び第十三条第二項、防衛省の職員の給与等に関する法律別表第二備考(一)、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二年法律第百四号）第一項、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十八号、統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第六十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第五十六条中「指揮通信システム部」を「後方計画部」に改める。

第五十八条第五号中「首席後方補給官」を「首席指揮通信システム官」に改める。

第六十二条第二号中「指揮通信システム運用課」を「首席指揮通信システム官」に改める。

第六十四条第一号中「人事教育課、計画課、指揮通信システム企画課及び首席後方補給官」を「他課及び首席指揮通信システム官」に改める。

第六十五条第二号を削り、同条第三号中「第一号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「前二号」を「前号」に、「指揮通信システム企画課及び首席後方補給官」を「後方計画課、衛生計画課及び首席指揮通信システム官」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画に必要な装備体系の研究に関すること。

第六十六条を次のように改める。

（後方計画部の分課）

第六十六条　後方計画部に、次の二課を置く。

後方計画課

衛生計画課

第六十七条（見出しを含む。）中「指揮通信システム企画課」を「後方計画課」に改め、同条第一号中「指揮通信に係るもの及び宇宙に関する領域」を「調達、補給、整備、輸送及び施設」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　行動の計画に関し必要な調達、補給、整備、輸送及び施設の計画に関すること。

第六十八条を次のように改める。

（衛生計画課）

第六十八条　衛生計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画（保健衛生に係るものに限る。）に関すること。

二　行動の計画に関し必要な保健衛生の計画に関すること。

第六十九条第二項中「及び防衛計画部」を「、防衛計画部及び後方計画部」に改める。

第七十三条（見出しを含む。）中「首席後方補給官」を「首席指揮通信システム官」に改め、同条第三項第一号中「調達、補給、保健衛生、整備、輸送及び施設」を「指揮通信」に改め、同項第二号中「調達、補給、保健衛生、整備、輸送及び施設の計画」を「通信の計画及び監理並びに電波の使用計画及び監理」に改め、同項に次の二号を加える。

三　第六十二条第二号に規定する統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの部隊の訓練、その検閲及び演習の計画に関し必要な通信の計画及び監理並びに電波の使用計画及び監理に関すること。

四　陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊に共通する暗号に関すること。

第八十七条第一号中「第六十八条第一号」を「第六十七条第二号、第六十八条第二号」に改める。

第九十三条第一号中「第七十三条第三項第二号」を「第六十七条第二号」に改め、「（保健衛生に係るものを除く。）」を削る。

第百二十七条第一号中「第六十八条第一号」を「第六十七条第二号、第六十八条第二号」に改める。

第百二十七条第一号中「第七十三条第三項第二号」を「第六十七条第二号」に改め、「保健衛生及び」を削る。

第百五十二条第一号中「第六十八条第一号」を「第六十七条第二号、第六十八条第二号」に改める。

第百五十五条第一号中「第七十三条第三項第二号」を「第六十七条第二号」に改める。

第二百二十二条中「首席後方補給官」を「首席指揮通信システム官」に改める。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の十九」を「第三十条の二十三」に改める。

第一条の二第一項中「部隊」の下に「（主として海において行動する法第二十一条の二第二項に規定する共同の部隊を含む。）」を加える。

第二十一条中「ミサイル艇隊」の下に「、地区隊」を加え、同条の次に次の三条を加える。

（地区隊）

第二十一条の二　地区隊は、地区総監部及び警備隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

（地区総監）

第二十一条の三　地区隊の長は、地区総監とする。

２　地区総監は、海将をもつて充てる。

（地区隊の名称等）

第二十一条の四　地区隊及びその属する地方隊の名称並びに地区総監部の名称及び所在地は、別表第二の二のとおりとする。

第二十六条中「地方総監部」の下に「又は地区総監部」を加える。

第二十八条の十一中「航空医学実験隊」を「航空医学安全研究隊」に改める。

第二章第四節中第三十条の十九を第三十条の二十一とし、第三十条の十七を第三十条の十九とし、第三十条の十六を第三十条の十八とし、同条の前に次の二条を加える。

（統合作戦司令官）

第三十条の十六　統合作戦司令官は、陸将、海将又は空将をもつて充てる。

２　統合作戦司令部の事務は、統合作戦司令官が掌理するものとする。

（統合作戦司令部）

第三十条の十七　統合作戦司令部に、統合作戦副司令官一人を置く。統合作戦副司令官は、陸将、海将又は空将をもつて充てる。

２　統合作戦副司令官は、統合作戦司令部の隊務につき統合作戦司令官を助け、統合作戦司令官に事故があるとき、又は統合作戦司令官が欠けたときは、統合作戦司令官の職務を行う。

３　統合作戦司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、陸将、海将又は空将をもつて充てる。

４　幕僚長は、統合作戦司令官を補佐し、統合作戦司令部の部内の事務を整理する。

５　統合作戦司令部に、所要の部及び課を置く。

６　前各項に定めるもののほか、統合作戦司令部の内部組織は、防衛省令で定める。

第二章第四節に次の二条を加える。

（自衛隊海上輸送群）

第三十条の二十二　陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として、自衛隊海上輸送群を置く。

２　自衛隊海上輸送群は、自衛隊海上輸送群司令部及び海上輸送隊二その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

（自衛隊海上輸送群司令）

第三十条の二十三　自衛隊海上輸送群の長は、自衛隊海上輸送群司令とする。

２　自衛隊海上輸送群司令は、一等陸佐、一等海佐又は一等空佐をもつて充てる。

第三十一条中「職は」の下に「、統合作戦司令官」を加える。

第百四条第一項中「地方総監」の下に「、地区総監」を加える。

第百二十七条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　統合作戦司令官

第百四十三条中「第十号」を「第十一号」に改める。

第百四十五条第一項ただし書を削る。

第百五十五条中「第百九条第二項ただし書」を「第百九条第一項ただし書」に改める。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二の二（第二十一条の四関係）

地区隊の名称	その所属する地方隊の名称	地区総監部 名称	地区総監部 所在地
大湊地区隊	横須賀地方隊	大湊地区総監部	むつ市

別表第三函館基地隊の項中「大湊地方隊」を「横須賀地方隊」に改める。

別表第四大湊地方隊の項を削り、同表横須賀地方隊の項中「岩手県、」を「北海道、青森県、岩手県、」に、「岩手県の」を「秋田県の」に、「九十度」を「二百七十度」に、「ある」を「ある北海道、」に改める。

別表第九備考一中「又は航空幕僚長」を「、航空幕僚長又は統合作戦司令官」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「航空教育集団司令官」の下に「、統合作戦司令官」を加える。

第六条の二十第二項の表二の項中「航空幕僚長」を「航空幕僚長　統合作戦司令官」に改める。

第八条の四第二項中「並びに情報本部」を「、情報本部」に、「の業務」を「並びに統合作戦司令部の業務」に改める。

別表第二統合幕僚監部の項中「第六十七条第一号」を「第七十三条第三項第一号」に改める。

別表第三統合幕僚監部の項中「首席後方補給官」を「首席指揮通信システム官」に改め、同表地方総監部の項の次に次のように加える。

地区総監部	地区総監
別表第三航空警戒管制団司令部の項の次に次のように加える。	一種
統合作戦司令部	統合作戦副司令官　幕僚長
別表第三自衛隊サイバー防衛隊本部の項の次に次のように加える。	一種
自衛隊海上輸送群司令部	自衛隊海上輸送群司令
別表第五異常圧力内作業等手当の項中「航空医学実験隊」を「航空医学安全研究隊」に改める。	三種

（国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令の一部改正）

第四条　国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「地方総監部」の下に「又は地区総監部」を加える。

（電気事業法施行令の一部改正）

第五条　電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「、陸上自衛隊」を「若しくは自衛隊」に改め、「若しくは海上自衛隊の使用する船舶」を削る。

（国勢調査令の一部改正）

第六条　国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「（基地隊」を「若しくは地区総監部（当該船舶が基地隊」に、「船舶については」を「場合には」に改め、「基地隊本部）」の下に「若しくは当該船舶が配属されている海上輸送隊の本部」を加える。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第七条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中第二十七号を第三十号とし、第二十六号を第二十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十八　統合作戦司令官

二十九　自衛隊海上輸送群司令

第八条第二項中第二十五号を第二十六号とし、第十五号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　地区総監

附　則

（施行期日）

1　この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年三月二十四日）から施行する。

（国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　第四条の規定による改正後の国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令第一条第二項の規定は、令和七年度以後の年度分の国有提供施設等所在市町村助成交付金について適用する。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
経済産業大臣　武藤　容治
防衛大臣　中谷　元

測量法施行令及び建設業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第五十一号

測量法施行令及び建設業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十八条並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十五条の二十六及び第四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（測量法施行令の一部改正）

第一条　測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「旅費は」を「旅費及び手当は」に、「車賃及び宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、「、その支給については」を削り、「の定めるところによる」を「及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の規定の例により支給するものとする」に改め、同条第二項を削る。

（建設業法施行令の一部改正）

第二条　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に、「）」の定めるところ」を「）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の規定の例」に改める。

第五十三条中「定めるところにより」を「規定の例により」に、「よる」を「より、支給するものとする」に改める。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第五十二号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表二号の項中「百六十七番二十三」を「百六十七番十六」に改め、同表二十三号の項中「（豊橋市西浜町九番一から蒲郡市大塚町南向山十五番三及び愛知県額田郡幸田町大字須美字西迫三番五を経て同町大字須美字牛ノ松三十番一までを除く。）」を削り、同表百一号の項中「つがる市柏稲盛岡本九十七番一まで（五所川原市大字福山字広富二百八番一から同市字本町三十六番七を経てつがる市柏稲盛岡本九十七番一までを除く。）、つがる市木造越水長谷川百六十二番四から」を削り、「同市木造越水長谷川百六十二番四から」を「五所川原市大字福山字広富二百八番一から同市字本町三十六番七及び」に改め、同表百十三号の項中「千六百二十六番三まで」の下に「（長井市今泉字八景二千七百六十三番一から南陽市和田字深田三千五百三十六番一までを除く。）」を加える。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第五十三号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十八号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年四月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
国土交通大臣　中野　洋昌

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第五十四号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第一号に規定する一般港湾運送事業

附　則

この政令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十八号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
国土交通大臣　中野　洋昌

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第五十五号

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年四月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　鈴木　馨祐
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿

医療法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第五十六号

医療法施行令の一部を改正する政令

内閣は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項中「第三十条の十八の四第二項及び第四項」を「第三十条の十八の五第二項及び第六項」に改める。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第五十七号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百六十八条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四十八条中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

内閣官房令

○内閣官房令第二号

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第百九十二号）第一条第三項、第二条第四項及び別表実務経験等活用官職に係る経験者採用試験の項下欄の規定に基づき、経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和七年三月十四日　内閣総理大臣　石破　茂

経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令（平成二十六年内閣官房令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものとして移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（実務経験等活用官職） **第二条**　令第一条第三項に規定する実務経験等活用官職として内閣官房令で定める官職は、次に掲げるものとする。 一　標準的な官職が係長である職制上の段階に属する官職（以下「係長の官職」という。）のうち、次に掲げる官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの（イにあっては第五号及び第六号イに掲げるものを、ロにあっては第二号、第六号ロ及び第七号に掲げるものを除く。） イ　政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする官職 ロ　事務の実施等の業務に従事することをその職務の主たる内容とする官職	（実務経験等活用官職） **第二条**　［同上］ 一　標準的な官職が係長である職制上の段階に属する官職（以下「係長の官職」という。）のうち、政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの（第六号及び第七号ロに掲げるものを除く。） ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］

［号を削る。］

二　総務省の係長の官職のうち、同省の所掌に係る事務の実施等の業務に主として技術的な知識を活用して従事することをその職務の主たる内容とする官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの

［号の細分を削る。］

三　［略］

四　［略］

五　［略］

六　国土交通省の係長の官職のうち、次に掲げる官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの

［号の細分を削る。］

イ　［略］

ロ　国土交通省の所掌に係る事務の実施等の業務に主として技術的な知識を活用して従事することをその職務の主たる内容とする官職（第七号に掲げるものを除く。）

［号を削る。］

七　［略］

別表（第四条関係）

経験者採用試験（係長級（事務））	大卒程度の者
	一　第二条第一号イの官職にあっては、次に掲げる能力 イ　困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力、表現力その他総合的な能力又は適切かつ効果的に説明及び討議を行う能力 ロ　イに掲げる事項の基盤となる基礎的な外国語の能力 二　第二条第一号ロの官職にあっては、課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力 ［三・四　略］

二　会計検査院の係長の官職のうち、会計に関する知識を必要とする会計検査に関する事務をその職務の主たる内容とする官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの

三　総務省の係長の官職のうち、次に掲げる官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの

イ　総務省の所掌に係る事務の実施等の業務に従事することをその職務の主たる内容とする官職（ロに掲げるものを除く。）

ロ　総務省の所掌に係る事務の実施等の業務に主として技術的な知識を活用して従事することをその職務の主たる内容とする官職

四　［同上］

五　［同上］

六　［同上］

七　国土交通省の係長の官職のうち、次に掲げる官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの（イにあってはハ並びに第八号及び第九号に掲げるものを、ハにあっては第八号及び第九号に掲げるものを除く。）

イ　国土交通省の所掌に係る事務の実施等の業務に従事することをその職務の主たる内容とする官職

ロ　［同上］

ハ　国土交通省の所掌に係る事務の実施等の業務に主として技術的な知識を活用して従事することをその職務の主たる内容とする官職

八　観光庁の係長の官職のうち、同庁の所掌に係る事務の実施等の業務に従事することをその職務の主たる内容とする官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの

九　［同上］

別表（第四条関係）

経験者採用試験（係長級（事務））	大卒程度の者
	一　困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力、表現力その他総合的な能力又は適切かつ効果的に説明及び討議を行う能力 ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］ 二　前号に掲げる事項の基盤となる基礎的な外国語の能力 ［三・四　同上］

［項を削る］		
［項を削る］		
［略］	［略］	［略］
［項を削る］		
［項を削る］		

会計検査院経験者採用試験（係長級）	大卒程度の者	一　会計に関する分野における知識 二　課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力 三　前二号に掲げるもののほか、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力 四　採用後の研修又は職務経験を通じて前各号の知識及び能力の向上が見込まれる資質
総務省経験者採用試験（係長級（事務））	大卒程度の者	一　課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力 二　前号に掲げるもののほか、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力 三　採用後の研修又は職務経験を通じて前二号の知識及び能力の向上が見込まれる資質
［同上］	［同上］	［同上］
国土交通省経験者採用試験（係長級（事務））	大卒程度の者	一　課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力 二　前号に掲げるもののほか、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力 三　採用後の研修又は職務経験を通じて前二号の知識及び能力の向上が見込まれる資質
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	大卒程度の者	一　［同上］ 二　第二条第七号ロの官職にあっては、次に掲げる能力 ［イ・ロ　同上］ 三　第二条第七号ハの官職にあっては、課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力 ［四・五　同上］
観光庁経験者採用試験（係長級）	大卒程度の者	一　課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力

［略］	［略］	［略］

備考　この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

一　［略］

［号を削る。］

［号を削る。］

二　総務省経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第二号に掲げる官職への採用を目的としたもの

三　外務省経験者採用試験（書記官級）　経験者採用試験のうち、第二条第三号に掲げる官職への採用を目的としたもの

四　国税庁経験者採用試験（国税調査官級）　経験者採用試験のうち、第二条第四号に掲げる官職への採用を目的としたもの

五　農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第五号に掲げる官職への採用を目的としたもの

［号を削る。］

六　国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第六号に掲げる官職への採用を目的としたもの

［号を削る。］

七　気象庁経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第七号に掲げる官職への採用を目的としたもの

［同上］	［同上］	［同上］

二　前号に掲げるもののほか、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力

三　採用後の研修又は職務経験を通じて前二号の知識及び能力の向上が見込まれる資質

備考　［同上］

一　［同上］

二　会計検査院経験者採用試験（係長級）　経験者採用試験のうち、第二条第二号に掲げる官職への採用を目的としたもの

三　総務省経験者採用試験（係長級（事務））　経験者採用試験のうち、第二条第三号イに掲げる官職への採用を目的としたもの

四　総務省経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第三号ロに掲げる官職への採用を目的としたもの

五　外務省経験者採用試験（書記官級）　経験者採用試験のうち、第二条第四号に掲げる官職への採用を目的としたもの

六　国税庁経験者採用試験（国税調査官級）　経験者採用試験のうち、第二条第五号に掲げる官職への採用を目的としたもの

七　農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第六号に掲げる官職への採用を目的としたもの

八　国土交通省経験者採用試験（係長級（事務））　経験者採用試験のうち、第二条第七号イに掲げる官職への採用を目的としたもの

九　国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第七号ロ又はハに掲げる官職への採用を目的としたもの

十　観光庁経験者採用試験（係長級）　経験者採用試験のうち、第二条第八号に掲げる官職への採用を目的としたもの

十一　気象庁経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第九号に掲げる官職への採用を目的としたもの

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この内閣官房令は、令和七年四月一日から施行する。

省　令

○外務省令第五号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

	種別 ＼ 国又は地別 ／ 単位	インド	インドネシア	カンボジア	シンガポール	スリランカ	タイ	大韓民国	中華人民共和国	中華人民共和国（香港特別行政区）	ネパール	パキスタン
		インド・ルピー	ルピア	リエル	シンガポール・ドル	スリランカ・ルピー	バーツ	ウォン	元	香港・ドル	ネパール・ルピー	パキスタン・ルピー
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	3,150	600,000	155,000	50	11,640	1,340	52,000	270	300	5,090	10,560
3	一般入国査証	1,650	320,000	80,000	27	6,120	710	27,000	145	160	2,680	5,560
4	数次入国査証	3,350	630,000	160,000	53	12,240	1,410	55,000	285	320	5,360	11,110
5	通過査証	400	70,000	20,000	6	1,420	160	6,000	35	40	630	1,300
6	再入国の許可の有効期間の延長	1,650	320,000	80,000	27	6,120	710	27,000	145	160	2,680	5,560
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	1,400	260,000	70,000	22	5,100	590	23,000	120	130	2,230	4,630
8	国籍証明	2,450	460,000	120,000	39	8,980	1,040	40,000	210	230	3,930	8,150
9	在留証明	650	130,000	30,000	11	2,440	280	11,000	55	60	1,070	2,220
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	650	130,000	30,000	11	2,440	280	11,000	55	60	1,070	2,220
11	職業証明	1,100	210,000	55,000	18	4,080	470	18,000	95	110	1,790	3,700
12	翻訳証明	2,450	460,000	120,000	39	8,980	1,040	40,000	210	230	3,930	8,150
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	2,500	470,000	120,000	40	9,180	1,060	41,000	215	240	4,020	8,330
	ロ.その他のもの	950	180,000	45,000	15	3,460	400	15,000	80	90	1,520	3,150
14	遺骨証明	1,400	260,000	70,000	22	5,100	590	23,000	120	130	2,230	4,630
15	原産地証明	2,450	460,000	120,000	39	8,980	1,040	40,000	210	230	3,930	8,150
16	日本品の外国輸入証明	2,100	400,000	105,000	34	7,760	890	35,000	180	200	3,390	7,040
17	船内遺留品目録証明	500	90,000	25,000	8	1,840	210	8,000	45	50	800	1,670
18	航行報告証明	700	140,000	35,000	12	2,660	310	12,000	60	70	1,160	2,410
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	1,150	220,000	55,000	19	4,280	490	19,000	100	110	1,880	3,890

	国又は地別 / 種別 / 単位	バングラデシュ	東ティモール	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	モルディブ	モンゴル	ラオス	オーストラリア
		タカ	ドル	フィリピン・ペソ	ブルネイ・ドル	ドン	リンギ	チャット	ルフィヤ	トウグリク	キップ	オーストラリア・ドル
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	4,320	38	2,150	50	950,000	175	80,300	580	130,000	814,000	57
3	一般入国査証	2,270	20	1,150	27	500,000	90	42,300	300	68,000	429,000	30
4	数次入国査証	4,550	40	2,250	53	1,000,000	180	84,500	610	136,000	857,000	60
5	通過査証	530	5	250	6	120,000	20	9,900	70	16,000	100,000	7
6	再入国の許可の有効期間の延長	2,270	20	1,150	27	500,000	90	42,300	300	68,000	429,000	30
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	1,890	17	950	22	420,000	75	35,200	250	57,000	357,000	25
8	国籍証明	3,330	29	1,650	39	730,000	135	62,000	450	100,000	629,000	44
9	在留証明	910	8	450	11	200,000	35	16,900	120	27,000	171,000	12
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	910	8	450	11	200,000	35	16,900	120	27,000	171,000	12
11	職業証明	1,520	13	750	18	330,000	60	28,200	200	45,000	286,000	20
12	翻訳証明	3,330	29	1,650	39	730,000	135	62,000	450	100,000	629,000	44
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	3,410	30	1,700	40	750,000	135	63,400	460	102,000	643,000	45
	ロ.その他のもの	1,290	11	650	15	280,000	50	23,900	170	39,000	243,000	17
14	遺骨証明	1,890	17	950	22	420,000	75	35,200	250	57,000	357,000	25
15	原産地証明	3,330	29	1,650	39	730,000	135	62,000	450	100,000	629,000	44
16	日本品の外国輸入証明	2,880	25	1,450	34	630,000	115	53,500	390	86,000	543,000	38
17	船内遺留品目録証明	680	6	350	8	150,000	25	12,700	90	20,000	129,000	9
18	航行報告証明	980	9	500	12	220,000	40	18,300	130	30,000	186,000	13
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	1,590	14	800	19	350,000	65	29,600	210	48,000	300,000	21

	国又は地別 / 種別 / 単位	キリバス	サモア	ソロモン	トンガ	ニューカレドニア	ニュージーランド	バヌアツ	パプアニューギニア	パラオ	フィジー	マーシャル
		キリバス・ドル	サモア・タラ	ソロモン・ドル	パ・アンガ	パシフィック・フラン	ニュージーランド・ドル	バツ	キナ	ドル	フィジー・ドル	ドル
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	57	104	317	90	4,160	62	4,595	146	38	86	38
3	一般入国査証	30	55	167	48	2,190	33	2,420	77	20	45	20
4	数次入国査証	60	109	333	95	4,380	65	4,840	154	40	91	40
5	通過査証	7	13	39	11	510	8	565	18	5	11	5
6	再入国の許可の有効期間の延長	30	55	167	48	2,190	33	2,420	77	20	45	20
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	25	45	139	40	1,825	27	2,015	64	17	38	17
8	国籍証明	44	80	244	70	3,210	48	3,550	113	29	67	29
9	在留証明	12	22	67	19	875	13	970	31	8	18	8
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	12	22	67	19	875	13	970	31	8	18	8
11	職業証明	20	36	111	32	1,460	22	1,615	51	13	30	13
12	翻訳証明	44	80	244	70	3,210	48	3,550	113	29	67	29
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	45	82	250	71	3,285	49	3,630	115	30	68	30
	ロ.その他のもの	17	31	94	27	1,240	18	1,370	44	11	26	11
14	遺骨証明	25	45	139	40	1,825	27	2,015	64	17	38	17
15	原産地証明	44	80	244	70	3,210	48	3,550	113	29	67	29
16	日本品の外国輸入証明	38	69	211	60	2,775	41	3,065	97	25	58	25
17	船内遺留品目録証明	9	16	50	14	655	10	725	23	6	14	6
18	航行報告証明	13	24	72	21	950	14	1,050	33	9	20	9
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	21	38	117	33	1,535	23	1,695	54	14	32	14

	種別 ＼ 国又は地別 単位	ミクロネシア	アメリカ合衆国	カナダ	アルゼンチン	ウルグアイ	エクアドル	キューバ	グアテマラ	コスタリカ	コロンビア	ジャマイカ
		ドル	ドル	カナダ・ドル	アルゼンチン・ペソ	ウルグアイ・ペソ	ドル	キューバ・ペソ	ケッツアル	コスタリカ・コロン	コロンビア・ペソ	ジャマイカ・ドル
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	38	38	52	31,700	1,500	38	903	300	19,700	154,000	5,800
3	一般入国査証	20	20	27	16,700	800	20	475	158	10,300	81,000	3,050
4	数次入国査証	40	40	55	33,300	1,580	40	951	316	20,700	162,000	6,100
5	通過査証	5	5	6	3,900	180	5	111	37	2,400	19,000	700
6	再入国の許可の有効期間の延長	20	20	27	16,700	800	20	475	158	10,300	81,000	3,050
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	17	17	23	13,900	660	17	396	132	8,600	67,500	2,550
8	国籍証明	29	29	40	24,400	1,160	29	697	232	15,200	119,000	4,500
9	在留証明	8	8	11	6,700	320	8	190	63	4,100	32,500	1,200
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	8	8	11	6,700	320	8	190	63	4,100	32,500	1,200
11	職業証明	13	13	18	11,100	520	13	317	105	6,900	54,000	2,050
12	翻訳証明	29	29	40	24,400	1,160	29	697	232	15,200	119,000	4,500
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	30	30	41	25,000	1,180	30	713	237	15,500	121,500	4,600
	ロ.その他のもの	11	11	15	9,400	440	11	269	89	5,900	46,000	1,750
14	遺骨証明	17	17	23	13,900	660	17	396	132	8,600	67,500	2,550
15	原産地証明	29	29	40	24,400	1,160	29	697	232	15,200	119,000	4,500
16	日本品の外国輸入証明	25	25	35	21,100	1,000	25	602	200	13,100	102,500	3,900
17	船内遺留品目録証明	6	6	8	5,000	240	6	143	47	3,100	24,500	900
18	航行報告証明	9	9	12	7,200	340	9	206	68	4,500	35,000	1,350
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	14	14	19	11,700	560	14	333	111	7,200	57,000	2,150

	種別 ＼ 国又は地別 単位	チリ	ドミニカ共和国	トリニダード・トバゴ	ニカラグア	ハイチ	パナマ	パラグアイ	バルバドス	ブラジル	ベネズエラ	ベリーズ
		チリ・ペソ	ドミニカ・ペソ	トリニダード・トバゴ・ドル	コルドバ	グルド	バルボア	ガラニ	バルバドス・ドル	ヘアル	ボリバル・ソベラノ	ベリーズ・ドル
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	35,500	2,235	260	1,390	5,040	38	285,000	76	196	1,385	76
3	一般入国査証	19,000	1,175	135	732	2,650	20	150,000	40	104	730	40
4	数次入国査証	37,500	2,355	275	1,463	5,310	40	300,000	80	206	1,455	80
5	通過査証	4,500	275	30	171	620	5	35,000	9	24	170	9
6	再入国の許可の有効期間の延長	19,000	1,175	135	732	2,650	20	150,000	40	104	730	40
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	15,500	980	115	610	2,210	17	125,000	33	86	605	33
8	国籍証明	27,500	1,725	200	1,073	3,890	29	220,000	59	152	1,070	59
9	在留証明	7,500	470	55	293	1,060	8	60,000	16	42	290	16
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	7,500	470	55	293	1,060	8	60,000	16	42	290	16
11	職業証明	12,500	785	90	488	1,770	13	100,000	27	68	485	27
12	翻訳証明	27,500	1,725	200	1,073	3,890	29	220,000	59	152	1,070	59
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	28,000	1,765	205	1,098	3,980	30	225,000	60	156	1,090	60
	ロ.その他のもの	10,500	665	75	415	1,500	11	85,000	23	58	415	23
14	遺骨証明	15,500	980	115	610	2,210	17	125,000	33	86	605	33
15	原産地証明	27,500	1,725	200	1,073	3,890	29	220,000	59	152	1,070	59
16	日本品の外国輸入証明	24,000	1,490	175	927	3,360	25	190,000	51	132	920	51
17	船内遺留品目録証明	5,500	355	40	220	800	6	45,000	12	32	220	12
18	航行報告証明	8,000	510	60	317	1,150	9	65,000	17	44	315	17
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	13,000	825	95	512	1,860	14	105,000	28	72	510	28

	国又は地別 / 種別 / 単位	ペルー	ボリビア	ホンジュラス	メキシコ	アイスランド	アイルランド	アゼルバイジャン	アルバニア	アルメニア	イタリア	ウクライナ
		ソル	ボリヴィアーノ	レンピラ	メキシコ・ペソ	アイスランド・クローネ	ユーロ	アゼルバイジャン・マナト	レク	ドラム	ユーロ	フリヴニャ
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	143	259	942	680	6,200	35	65	3,600	15,000	35	1,500
3	一般入国査証	75	136	496	360	3,250	18	34	1,900	7,890	18	790
4	数次入国査証	150	273	992	710	6,500	37	68	3,800	15,790	37	1,580
5	通過査証	18	32	116	80	750	4	8	400	1,840	4	185
6	再入国の許可の有効期間の延長	75	136	496	360	3,250	18	34	1,900	7,890	18	790
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	63	114	413	300	2,700	15	28	1,600	6,580	15	660
8	国籍証明	110	200	727	520	4,800	27	50	2,800	11,580	27	1,160
9	在留証明	30	55	198	140	1,300	7	14	800	3,160	7	315
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	30	55	198	140	1,300	7	14	800	3,160	7	315
11	職業証明	50	91	331	240	2,150	12	23	1,300	5,260	12	525
12	翻訳証明	110	200	727	520	4,800	27	50	2,800	11,580	27	1,160
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	113	205	744	530	4,900	28	51	2,800	11,840	28	1,185
	ロ.その他のもの	43	77	281	200	1,850	10	19	1,100	4,470	10	445
14	遺骨証明	63	114	413	300	2,700	15	28	1,600	6,580	15	660
15	原産地証明	110	200	727	520	4,800	27	50	2,800	11,580	27	1,160
16	日本品の外国輸入証明	95	173	628	450	4,150	23	43	2,400	10,000	23	1,000
17	船内遺留品目録証明	23	41	149	110	1,000	6	10	600	2,370	6	235
18	航行報告証明	33	59	215	150	1,400	8	15	800	3,420	8	340
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	53	95	347	250	2,300	13	24	1,300	5,530	13	555

	国又は地別 / 種別 / 単位	ウズベキスタン	英国	エストニア	オーストリア	オランダ	カザフスタン	北マケドニア	キプロス	ギリシャ	キルギス	クロアチア
		ソム	スターリング・ポンド	ユーロ	ユーロ	ユーロ	テンゲ	デナル	ユーロ	ユーロ	キルギス・ソム	ユーロ
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	475,000	30	35	35	35	17,800	2,150	35	35	3,310	35
3	一般入国査証	250,000	16	18	18	18	9,400	1,130	18	18	1,740	18
4	数次入国査証	500,000	31	37	37	37	18,750	2,260	37	37	3,490	37
5	通過査証	58,000	4	4	4	4	2,200	260	4	4	410	4
6	再入国の許可の有効期間の延長	250,000	16	18	18	18	9,400	1,130	18	18	1,740	18
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	208,000	13	15	15	15	7,800	940	15	15	1,450	15
8	国籍証明	367,000	23	27	27	27	13,750	1,660	27	27	2,560	27
9	在留証明	100,000	6	7	7	7	3,750	450	7	7	700	7
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	100,000	6	7	7	7	3,750	450	7	7	700	7
11	職業証明	167,000	10	12	12	12	6,250	750	12	12	1,160	12
12	翻訳証明	367,000	23	27	27	27	13,750	1,660	27	27	2,560	27
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	375,000	23	28	28	28	14,050	1,700	28	28	2,620	28
	ロ.その他のもの	142,000	9	10	10	10	5,300	640	10	10	990	10
14	遺骨証明	208,000	13	15	15	15	7,800	940	15	15	1,450	15
15	原産地証明	367,000	23	27	27	27	13,750	1,660	27	27	2,560	27
16	日本品の外国輸入証明	317,000	20	23	23	23	11,900	1,430	23	23	2,210	23
17	船内遺留品目録証明	75,000	5	6	6	6	2,800	340	6	6	520	6
18	航行報告証明	108,000	7	8	8	8	4,050	490	8	8	760	8
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	175,000	11	13	13	13	6,550	790	13	13	1,220	13

	国又は地別 / 種別 / 単位	コソボ	ジョージア	スイス	スウェーデン	スペイン	スロバキア	スロベニア	セルビア	タジキスタン	チェコ	デンマーク
		ユーロ	ラリ	スイス・フラン	スウェーデン・クローネ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	セルビア・ディナール	タジキスタン・ソモニ	コルナ	デンマーク・クローネ
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	35	104	33	410	35	35	35	4,100	407	870	260
3	一般入国査証	18	55	18	210	18	18	18	2,200	214	460	135
4	数次入国査証	37	109	35	430	37	37	37	4,300	429	920	275
5	通過査証	4	13	4	50	4	4	4	500	50	110	30
6	再入国の許可の有効期間の延長	18	55	18	210	18	18	18	2,200	214	460	135
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	15	45	15	180	15	15	15	1,800	179	380	115
8	国籍証明	27	80	26	310	27	27	27	3,200	314	670	200
9	在留証明	7	22	7	90	7	7	7	900	86	180	55
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	7	22	7	90	7	7	7	900	86	180	55
11	職業証明	12	36	12	140	12	12	12	1,400	143	310	90
12	翻訳証明	27	80	26	310	27	27	27	3,200	314	670	200
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	28	82	26	320	28	28	28	3,200	321	690	205
	ロ.その他のもの	10	31	10	120	10	10	10	1,200	121	260	75
14	遺骨証明	15	45	15	180	15	15	15	1,800	179	380	115
15	原産地証明	27	80	26	310	27	27	27	3,200	314	670	200
16	日本品の外国輸入証明	23	69	22	270	23	23	23	2,700	271	580	175
17	船内遺留品目録証明	6	16	5	60	6	6	6	600	64	140	40
18	航行報告証明	8	24	8	90	8	8	8	900	93	200	60
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	13	38	12	150	13	13	13	1,500	150	320	95

	国又は地別 / 種別 / 単位	ドイツ	トルクメニスタン	ノルウェー	バチカン	ハンガリー	フィンランド	フランス	ブルガリア	ベラルーシ	ベルギー	ポーランド
		ユーロ	トルクメニスタン・マナト	ノルウェー・クローネ	ユーロ	フォリント	ユーロ	ユーロ	レヴ	ベラルーシ・ルーブル	ユーロ	ズロティ
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	35	133	405	35	13,600	35	35	69	121	35	150
3	一般入国査証	18	70	215	18	7,100	18	18	36	64	18	79
4	数次入国査証	37	140	430	37	14,300	37	37	72	128	37	158
5	通過査証	4	16	50	4	1,700	4	4	8	15	4	18
6	再入国の許可の有効期間の延長	18	70	215	18	7,100	18	18	36	64	18	79
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	15	58	180	15	6,000	15	15	30	53	15	66
8	国籍証明	27	102	315	27	10,500	27	27	53	94	27	116
9	在留証明	7	28	85	7	2,900	7	7	14	26	7	32
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	7	28	85	7	2,900	7	7	14	26	7	32
11	職業証明	12	47	145	12	4,800	12	12	24	43	12	53
12	翻訳証明	27	102	315	27	10,500	27	27	53	94	27	116
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	28	105	320	28	10,700	28	28	54	96	28	118
	ロ.その他のもの	10	40	120	10	4,000	10	10	20	36	10	45
14	遺骨証明	15	58	180	15	6,000	15	15	30	53	15	66
15	原産地証明	27	102	315	27	10,500	27	27	53	94	27	116
16	日本品の外国輸入証明	23	88	270	23	9,000	23	23	46	81	23	100
17	船内遺留品目録証明	6	21	65	6	2,100	6	6	11	19	6	24
18	航行報告証明	8	30	95	8	3,100	8	8	16	28	8	34
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	13	49	150	13	5,000	13	13	25	45	13	55

	種別＼国又は地別 単位	ボスニア・ヘルツェゴビナ コンヴェルティビルナ・マルカ	ポルトガル ユーロ	マルタ ユーロ	モルドバ モルドバ・レイ	ラトビア ユーロ	リトアニア ユーロ	ルーマニア レイ	ルクセンブルク ユーロ	ロシア ルーブル	アフガニスタン アフガニー	アラブ首長国連邦 ディルハム
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	69	35	35	674	35	35	175	35	3,430	2,700	140
3	一般入国査証	36	18	18	355	18	18	90	18	1,810	1,400	75
4	数次入国査証	72	37	37	709	37	37	180	37	3,610	2,850	145
5	通過査証	8	4	4	83	4	4	20	4	420	350	15
6	再入国の許可の有効期間の延長	36	18	18	355	18	18	90	18	1,810	1,400	75
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	30	15	15	296	15	15	75	15	1,510	1,200	60
8	国籍証明	53	27	27	520	27	27	135	27	2,650	2,100	105
9	在留証明	14	7	7	142	7	7	35	7	720	550	30
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	14	7	7	142	7	7	35	7	720	550	30
11	職業証明	24	12	12	236	12	12	60	12	1,200	950	50
12	翻訳証明	53	27	27	520	27	27	135	27	2,650	2,100	105
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	54	28	28	532	28	28	135	28	2,710	2,100	110
	ロ.その他のもの	20	10	10	201	10	10	50	10	1,020	800	40
14	遺骨証明	30	15	15	296	15	15	75	15	1,510	1,200	60
15	原産地証明	53	27	27	520	27	27	135	27	2,650	2,100	105
16	日本品の外国輸入証明	46	23	23	449	23	23	115	23	2,290	1,800	95
17	船内遺留品目録証明	11	6	6	106	6	6	25	6	540	400	20
18	航行報告証明	16	8	8	154	8	8	40	8	780	600	30
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	25	13	13	248	13	13	65	13	1,270	1,000	50

	種別＼国又は地別 単位	イエメン イエメン・リアル	イスラエル シェケル	イラク イラク・ディナール	イラン リアル	オマーン オマーン・リアル	カタール カタール・リヤール	クウェート クウェート・ディナール	サウジアラビア リヤール	シリア シリア・ポンド	トルコ トルコ・リラ	バーレーン バーレーン・ディナール
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	19,650	143	52,000	17,500,000	14.5	139	11.75	145	475,000	1,210	14.5
3	一般入国査証	10,350	75	27,000	9,000,000	7.5	73	6.25	75	250,000	635	7.5
4	数次入国査証	20,700	150	55,000	18,000,000	15.5	146	12.25	150	500,000	1,275	15.0
5	通過査証	2,400	18	6,000	2,000,000	2.0	17	1.50	20	58,350	150	2.0
6	再入国の許可の有効期間の延長	10,350	75	27,000	9,000,000	7.5	73	6.25	75	250,000	635	7.5
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	8,600	63	23,000	7,500,000	6.5	61	5.00	65	208,350	530	6.5
8	国籍証明	15,150	110	40,000	13,500,000	11.5	107	9.00	110	366,650	935	11.0
9	在留証明	4,150	30	11,000	3,500,000	3.0	29	2.50	30	100,000	255	3.0
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	4,150	30	11,000	3,500,000	3.0	29	2.50	30	100,000	255	3.0
11	職業証明	6,900	50	18,000	6,000,000	5.0	49	4.00	50	166,650	425	5.0
12	翻訳証明	15,150	110	40,000	13,500,000	11.5	107	9.00	110	366,650	935	11.0
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	15,500	113	41,000	13,500,000	11.5	110	9.25	115	375,000	955	11.5
	ロ.その他のもの	5,850	43	15,000	5,000,000	4.5	41	3.50	45	141,650	360	4.5
14	遺骨証明	8,600	63	23,000	7,500,000	6.5	61	5.00	65	208,350	530	6.5
15	原産地証明	15,150	110	40,000	13,500,000	11.5	107	9.00	110	366,650	935	11.0
16	日本品の外国輸入証明	13,100	95	35,000	11,500,000	9.5	93	7.75	95	316,650	805	9.5
17	船内遺留品目録証明	3,100	23	8,000	2,500,000	2.5	22	1.75	25	75,000	190	2.5
18	航行報告証明	4,500	33	12,000	4,000,000	3.5	32	2.75	35	108,350	275	3.5
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	7,250	53	19,000	6,500,000	5.5	51	4.25	55	175,000	445	5.5

	種別＼国又は地別（単位）	ヨルダン	レバノン	アルジェリア	アンゴラ	ウガンダ	エジプト	エチオピア	エリトリア	ガーナ	ガボン	カメルーン
		ヨルダン・ディナール	レバノン・ポンド	アルジェリア・ディナール	クワンザ	ウガンダ・シリング	エジプト・ポンド	ブル	ナクファ	ガーナ・セディ	ＣＦＡフラン	ＣＦＡフラン
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	27	570,000	5,200	31,700	143,000	1,610	2,714	573	518	23,000	23,000
3	一般入国査証	14	300,000	2,700	16,700	75,000	850	1,429	302	273	12,000	12,000
4	数次入国査証	28	600,000	5,500	33,300	150,000	1,690	2,857	603	545	24,000	24,000
5	通過査証	3	70,000	600	3,900	18,000	200	333	70	64	3,000	3,000
6	再入国の許可の有効期間の延長	14	300,000	2,700	16,700	75,000	850	1,429	302	273	12,000	12,000
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	12	250,000	2,300	13,900	63,000	700	1,190	251	227	10,000	10,000
8	国籍証明	21	440,000	4,000	24,400	110,000	1,240	2,095	442	400	18,000	18,000
9	在留証明	6	120,000	1,100	6,700	30,000	340	571	121	109	5,000	5,000
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	6	120,000	1,100	6,700	30,000	340	571	121	109	5,000	5,000
11	職業証明	9	200,000	1,800	11,100	50,000	560	952	201	182	8,000	8,000
12	翻訳証明	21	440,000	4,000	24,400	110,000	1,240	2,095	442	400	18,000	18,000
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	21	450,000	4,100	25,000	113,000	1,270	2,143	452	409	18,000	18,000
	ロ.その他のもの	8	170,000	1,500	9,400	43,000	480	810	171	155	7,000	7,000
14	遺骨証明	12	250,000	2,300	13,900	63,000	700	1,190	251	227	10,000	10,000
15	原産地証明	21	440,000	4,000	24,400	110,000	1,240	2,095	442	400	18,000	18,000
16	日本品の外国輸入証明	18	380,000	3,500	21,100	95,000	1,070	1,810	382	345	15,000	15,000
17	船内遺留品目録証明	4	90,000	800	5,000	23,000	250	429	90	82	4,000	4,000
18	航行報告証明	6	130,000	1,200	7,200	33,000	370	619	131	118	5,000	5,000
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	10	210,000	1,900	11,700	53,000	590	1,000	211	191	8,000	8,000

	種別＼国又は地別（単位）	ギニア	ケニア	コートジボワール	コンゴ民主共和国	ザンビア	ジブチ	スーダン	セーシェル	セネガル	タンザニア	チュニジア
		ギニア・フラン	ケニア・シリング	ＣＦＡフラン	コンゴ・フラン	クワチャ	ジブチ・フラン	スーダン・ポンド	セーシェル・ルピー	ＣＦＡフラン	タンザニア・シリング	チュニジア・ディナール
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	335,000	5,300	23,000	105,600	971	6,800	51,800	570	23,000	98,000	119
3	一般入国査証	176,000	2,800	12,000	55,600	511	3,600	27,300	300	12,000	52,000	63
4	数次入国査証	353,000	5,550	24,000	111,100	1,022	7,100	54,500	600	24,000	103,000	125
5	通過査証	41,000	650	3,000	13,000	119	800	6,400	70	3,000	12,000	15
6	再入国の許可の有効期間の延長	176,000	2,800	12,000	55,600	511	3,600	27,300	300	12,000	52,000	63
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	147,000	2,300	10,000	46,300	426	3,000	22,700	250	10,000	43,000	52
8	国籍証明	259,000	4,050	18,000	81,500	750	5,200	40,000	440	18,000	76,000	92
9	在留証明	71,000	1,100	5,000	22,200	204	1,400	10,900	120	5,000	21,000	25
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	71,000	1,100	5,000	22,200	204	1,400	10,900	120	5,000	21,000	25
11	職業証明	118,000	1,850	8,000	37,000	341	2,400	18,200	200	8,000	34,000	42
12	翻訳証明	259,000	4,050	18,000	81,500	750	5,200	40,000	440	18,000	76,000	92
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	265,000	4,150	18,000	83,300	767	5,400	40,900	450	18,000	78,000	94
	ロ.その他のもの	100,000	1,550	7,000	31,500	290	2,000	15,500	170	7,000	29,000	35
14	遺骨証明	147,000	2,300	10,000	46,300	426	3,000	22,700	250	10,000	43,000	52
15	原産地証明	259,000	4,050	18,000	81,500	750	5,200	40,000	440	18,000	76,000	92
16	日本品の外国輸入証明	224,000	3,500	15,000	70,400	647	4,500	34,500	380	15,000	66,000	79
17	船内遺留品目録証明	53,000	850	4,000	16,700	153	1,100	8,200	90	4,000	16,000	19
18	航行報告証明	76,000	1,200	5,000	24,100	221	1,500	11,800	130	5,000	22,000	27
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	124,000	1,950	8,000	38,900	358	2,500	19,100	210	8,000	36,000	44

	種別＼国又は地別	ナイジェリア	ナミビア	ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ	マダガスカル	マラウイ	マリ	南アフリカ共和国	南スーダン	モーリシャス
	種別＼単位	ナイラ	ナミビア・ドル	ＣＦＡフラン	ＣＦＡフラン	プラ	アリアリ	マラウイ・クワチャ	ＣＦＡフラン	ランド	南スーダン・ポンド	モーリシャス・ルピー
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	51,800	700	23,000	23,000	520	168,000	64,000	23,000	700	66,300	1,740
3	一般入国査証	27,300	369	12,000	12,000	275	88,000	33,700	12,000	370	34,900	920
4	数次入国査証	54,500	737	24,000	24,000	545	176,000	67,400	24,000	735	69,800	1,830
5	通過査証	6,400	86	3,000	3,000	65	21,000	7,900	3,000	85	8,100	210
6	再入国の許可の有効期間の延長	27,300	369	12,000	12,000	275	88,000	33,700	12,000	370	34,900	920
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	22,700	307	10,000	10,000	225	74,000	28,100	10,000	305	29,100	760
8	国籍証明	40,000	541	18,000	18,000	400	129,000	49,400	18,000	540	51,200	1,350
9	在留証明	10,900	147	5,000	5,000	110	35,000	13,500	5,000	145	14,000	370
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	10,900	147	5,000	5,000	110	35,000	13,500	5,000	145	14,000	370
11	職業証明	18,200	246	8,000	8,000	180	59,000	22,500	8,000	245	23,300	610
12	翻訳証明	40,000	541	18,000	18,000	400	129,000	49,400	18,000	540	51,200	1,350
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	40,900	553	18,000	18,000	410	132,000	50,600	18,000	555	52,300	1,380
	ロ.その他のもの	15,500	209	7,000	7,000	155	50,000	19,100	7,000	210	19,800	520
14	遺骨証明	22,700	307	10,000	10,000	225	74,000	28,100	10,000	305	29,100	760
15	原産地証明	40,000	541	18,000	18,000	400	129,000	49,400	18,000	540	51,200	1,350
16	日本品の外国輸入証明	34,500	467	15,000	15,000	345	112,000	42,700	15,000	465	44,200	1,160
17	船内遺留品目録証明	8,200	111	4,000	4,000	80	26,000	10,100	4,000	110	10,500	280
18	航行報告証明	11,800	160	5,000	5,000	120	38,000	14,600	5,000	160	15,100	400
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	19,100	258	8,000	8,000	190	62,000	23,600	8,000	260	24,400	640

	種別＼国又は地別	モーリタニア	モザンビーク	モロッコ	リビア	ルワンダ
	種別＼単位	ウギア	メティカル	ディラム	リビア・ディナール	ルワンダ・フラン
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	1,500	2,430	380	184	51,800
3	一般入国査証	800	1,280	200	97	27,300
4	数次入国査証	1,600	2,550	400	194	54,500
5	通過査証	200	300	45	23	6,400
6	再入国の許可の有効期間の延長	800	1,280	200	97	27,300
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	650	1,060	165	81	22,700
8	国籍証明	1,150	1,870	295	142	40,000
9	在留証明	300	510	80	39	10,900
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	300	510	80	39	10,900
11	職業証明	550	850	135	65	18,200
12	翻訳証明	1,150	1,870	295	142	40,000
13	署名又は印章の証明					
	イ.官公署に係るもの	1,200	1,910	300	145	40,900
	ロ.その他のもの	450	720	115	55	15,500
14	遺骨証明	650	1,060	165	81	22,700
15	原産地証明	1,150	1,870	295	142	40,000
16	日本品の外国輸入証明	1,000	1,620	255	123	34,500
17	船内遺留品目録証明	250	380	60	29	8,200
18	航行報告証明	350	550	85	42	11,800
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	550	890	140	68	19,100

別表第二　インドとの相互主義に基づくインド人に対する査証手数料

種別／単位 ＼ 国又は地別／支払方法	クレジットカード	インド	インドネシア	カンボジア	シンガポール	スリランカ	タイ	大韓民国	中華人民共和国
	円	インド・ルピー	ルピア	リエル	シンガポール・ドル	スリランカ・ルピー	バーツ	ウォン	元
一般入国査証	832	450	90,000	20,000	7	1,700	200	8,000	40
数次入国査証	832	450	90,000	20,000	7	1,700	200	8,000	40
通過査証	76	50	10,000	5,000	1	160	20	1,000	5

中華人民共和国（香港特別行政区）	ネパール	パキスタン	バングラデシュ	東ティモール	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	モルディブ
香港・ドル	ネパール・ルピー	パキスタン・ルピー	タカ	ドル	フィリピン・ペソ	ブルネイ・ドル	ドン	リンギ	チャット	ルフィヤ
40	740	1,540	630	6	300	7	140,000	25	11,700	80
40	740	1,540	630	6	300	7	140,000	25	11,700	80
10	70	140	60	1	50	1	10,000	5	1,100	10

モンゴル	ラオス	オーストラリア	キリバス	サモア	ソロモン	トンガ	ニューカレドニア	ニュージーランド	バヌアツ	パプアニューギニア
トウグリク	キップ	オーストラリア・ドル	キリバス・ドル	サモア・タラ	ソロモン・ドル	パ・アンガ	パシフィック・フラン	ニュージーランド・ドル	バツ	キナ
19,000	119,000	8	8	15	46	13	605	9	670	21
19,000	119,000	8	8	15	46	13	605	9	670	21
2,000	11,000	1	1	1	4	1	55	1	60	2

パラオ	フィジー	マーシャル	ミクロネシア	アメリカ合衆国	カナダ	アルゼンチン	ウルグアイ	エクアドル	キューバ	グアテマラ
ドル	フィジー・ドル	ドル	ドル	ドル	カナダ・ドル	アルゼンチン・ペソ	ウルグアイ・ペソ	ドル	キューバ・ペソ	ケッツアル
6	13	6	6	6	8	4,600	220	6	132	44
6	13	6	6	6	8	4,600	220	6	132	44
1	1	1	1	1	1	400	20	1	12	4

コスタリカ	コロンビア	ジャマイカ	チリ	ドミニカ共和国	トリニダード・トバゴ	ニカラグア	ハイチ	パナマ	パラグアイ	バルバドス
コスタリカ・コロン	コロンビア・ペソ	ジャマイカ・ドル	チリ・ペソ	ドミニカ・ペソ	トリニダード・トバゴ・ドル	コルドバ	グルド	バルボア	ガラニ	バルバドス・ドル
2,900	22,500	850	5,000	325	40	203	740	6	42,000	11
2,900	22,500	850	5,000	325	40	203	740	6	42,000	11
300	2,000	100	500	30	5	19	70	1	4,000	1

ブラジル	ベネズエラ	ベリーズ	ペルー	ボリビア	ホンジュラス	メキシコ	アイスランド	アイルランド	アゼルバイジャン	アルバニア
ヘアル	ボリバル・ソベラノ	ベリーズ・ドル	ソル	ボリヴィアーノ	レンピラ	メキシコ・ペソ	アイスランド・クローネ	ユーロ	アゼルバイジャン・マナト	レク
28	200	11	21	38	138	100	900	5	9	500
28	200	11	21	38	138	100	900	5	9	500
2	20	1	2	3	13	10	100	1	1	100

アルメニア	イタリア	ウクライナ	ウズベキスタン	英国	エストニア	オーストリア	オランダ	カザフスタン	北マケドニア	キプロス
ドラム	ユーロ	フリヴニャ	ソム	スターリング・ポンド	ユーロ	ユーロ	ユーロ	テンゲ	デナル	ユーロ
2,190	5	220	69,000	4	5	5	5	2,600	310	5
2,190	5	220	69,000	4	5	5	5	2,600	310	5
200	1	20	6,000	1	1	1	1	250	30	1

ギリシャ	キルギス	クロアチア	コソボ	ジョージア	スイス	スウェーデン	スペイン	スロバキア	スロベニア	セルビア
ユーロ	キルギス・ソム	ユーロ	ユーロ	ラリ	スイス・フラン	スウェーデン・クローネ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	セルビア・ディナール
5	480	5	5	15	5	60	5	5	5	600
5	480	5	5	15	5	60	5	5	5	600
1	40	1	1	1	1	10	1	1	1	100

タジキスタン	チェコ	デンマーク	ドイツ	トルクメニスタン	ノルウェー	バチカン	ハンガリー	フィンランド	フランス	ブルガリア
タジキスタン・ソモニ	コルナ	デンマーク・クローネ	ユーロ	トルクメニスタン・マナト	ノルウェー・クローネ	ユーロ	フォリント	ユーロ	ユーロ	レヴ
59	130	40	5	19	60	5	2,000	5	5	10
59	130	40	5	19	60	5	2,000	5	5	10
5	10	5	1	2	5	1	200	1	1	1

ベラルーシ	ベルギー	ポーランド	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ポルトガル	マルタ	モルドバ	ラトビア	リトアニア	ルーマニア	ルクセンブルク
ベラルーシ・ルーブル	ユーロ	ズロティ	コンヴェルティビルナ・マルカ	ユーロ	ユーロ	モルドバ・レイ	ユーロ	ユーロ	レイ	ユーロ
18	5	22	10	5	5	98	5	5	25	5
18	5	22	10	5	5	98	5	5	25	5
2	1	2	1	1	1	9	1	1	5	1

ロシア	アフガニスタン	アラブ首長国連邦	イエメン	イスラエル	イラク	イラン	オマーン	カタール	クウェート	サウジアラビア
ルーブル	アフガニー	ディルハム	イエメン・リアル	シェケル	イラク・ディナール	リアル	オマーン・リアル	カタール・リヤール	クウェート・ディナール	リヤール
500	400	20	2,850	21	8,000	2,500,000	2.0	20	1.75	20
500	400	20	2,850	21	8,000	2,500,000	2.0	20	1.75	20
50	50	5	250	2	1,000	500,000	0.5	2	0.25	5

シリア	トルコ	バーレーン	ヨルダン	レバノン	アルジェリア	アンゴラ	ウガンダ	エジプト	エチオピア	エリトリア
シリア・ポンド	トルコ・リラ	バーレーン・ディナール	ヨルダン・ディナール	レバノン・ポンド	アルジェリア・ディナール	クワンザ	ウガンダ・シリング	エジプト・ポンド	ブル	ナクファ
69,350	175	2.0	4	83,000	800	4,600	21,000	230	396	84
69,350	175	2.0	4	83,000	800	4,600	21,000	230	396	84
6,350	15	0.5	1	8,000	100	400	2,000	20	36	8

ガーナ	ガボン	カメルーン	ギニア	ケニア	コートジボワール	コンゴ民主共和国	ザンビア	ジブチ	スーダン	セーシェル
ガーナ・セディ	ＣＦＡフラン	ＣＦＡフラン	ギニア・フラン	ケニア・シリング	ＣＦＡフラン	コンゴ・フラン	クワチャ	ジブチ・フラン	スーダン・ポンド	セーシェル・ルピー
76	3,000	3,000	49,000	750	3,000	15,400	142	1,000	7,600	83
76	3,000	3,000	49,000	750	3,000	15,400	142	1,000	7,600	83
7	1,000	1,000	4,000	50	1,000	1,400	13	100	700	8

セネガル	タンザニア	チュニジア	ナイジェリア	ナミビア	ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ	マダガスカル	マラウイ	マリ
ＣＦＡフラン	タンザニア・シリング	チュニジア・ディナール	ナイラ	ナミビア・ドル	ＣＦＡフラン	ＣＦＡフラン	プラ	アリアリ	マラウイ・クワチャ	ＣＦＡフラン
3,000	14,000	17	7,600	102	3,000	3,000	75	24,000	9,300	3,000
3,000	14,000	17	7,600	102	3,000	3,000	75	24,000	9,300	3,000
1,000	1,000	2	700	9	1,000	1,000	5	2,000	900	1,000

南アフリカ共和国	南スーダン	モーリシャス	モーリタニア	モザンビーク	モロッコ	リビア	ルワンダ
ランド	南スーダン・ポンド	モーリシャス・ルピー	ウギア	メティカル	ディラム	リビア・ディナール	ルワンダ・フラン
100	9,700	250	200	350	55	27	7,600
100	9,700	250	200	350	55	27	7,600
10	900	20	50	30	5	2	700

附則に次の一項を加える。

３　当分の間、エルサルバドル及びジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部改正）

第三条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令（平成二十一年外務省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第四条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令（平成二十二年外務省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第五条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令（平成二十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第六条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令（平成二十四年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第七条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令（平成二十五年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第八条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令（平成二十六年外務省令第六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第九条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令（平成二十七年外務省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第十条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令（平成二十八年外務省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第十一条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令（平成二十九年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第十二条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令（平成三十年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第十三条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令（平成三十一年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第十四条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令（令和二年外務省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第十五条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令（令和三年外務省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第十六条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令（令和四年外務省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第十七条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（令和四年外務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第十八条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（令和五年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第十九条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（令和五年外務省令第六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第二十条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（令和五年外務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第二十一条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（令和六年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

○外務省令第六号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条の二第一項及び第二項並びに旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第五条第一項から第四項までの規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ未交付失効）	法第20条第1項第1号及び政令第5条第2項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第1項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
インド	インド・ルピー	9,050	12,400	8,850	12,150	6,300	9,600	6,050	9,400
インドネシア	ルピア	1,720,000	2,350,000	1,670,000	2,310,000	1,190,000	1,820,000	1,150,000	1,780,000
カンボジア	リエル	440,000	605,000	430,000	590,000	305,000	470,000	295,000	455,000
シンガポール	シンガポール・ドル	144	197	141	194	100	153	96	150
スリランカ	スリランカ・ルピー	33,260	45,520	32,440	44,700	23,060	35,300	22,240	34,480
タイ	バーツ	3,840	5,250	3,740	5,150	2,660	4,070	2,560	3,980
大韓民国	ウォン	148,000	203,000	145,000	199,000	103,000	157,000	99,000	154,000
中華人民共和国（香港を除く。）	元	775	1,060	755	1,045	540	825	520	805
香港	香港・ドル	860	1,170	840	1,150	590	910	570	890
ネパール	ネパール・ルピー	14,550	19,910	14,200	19,550	10,090	15,450	9,730	15,090
パキスタン	パキスタン・ルピー	30,190	41,300	29,440	40,560	20,930	32,040	20,190	31,300
バングラデシュ	タカ	12,350	16,890	12,050	16,590	8,560	13,110	8,260	12,800
東ティモール	ドル	109	149	106	146	75	115	73	113
フィリピン	フィリピン・ペソ	6,150	8,450	6,000	8,300	4,300	6,550	4,150	6,400
ブルネイ	ブルネイ・ドル	144	197	141	194	100	153	96	150
ベトナム	ドン	2,720,000	3,720,000	2,650,000	3,650,000	1,880,000	2,880,000	1,820,000	2,820,000
マレーシア	リンギ	495	675	480	665	340	525	330	510
ミャンマー	チャット	229,600	314,100	223,900	308,500	159,200	243,700	153,500	238,000
モルディブ	ルフィヤ	1,650	2,260	1,610	2,220	1,150	1,750	1,110	1,710
モンゴル	トゥグリク	370,000	507,000	361,000	498,000	257,000	393,000	248,000	384,000
ラオス	キップ	2,329,000	3,186,000	2,271,000	3,129,000	1,614,000	2,471,000	1,557,000	2,414,000

アジア

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
インド	ｲﾝﾄﾞ・ﾙﾋﾟｰ	3,500	6,850	3,300	6,600	3,500	6,850	3,300	6,600	900	1,400
インドネシア	ﾙﾋﾟｱ	660,000	1,290,000	620,000	1,250,000	660,000	1,290,000	620,000	1,250,000	170,000	260,000
カンボジア	ﾘｴﾙ	170,000	330,000	160,000	320,000	170,000	330,000	160,000	320,000	45,000	70,000
シンガポール	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ・ﾄﾞﾙ	56	109	52	105	56	109	52	105	14	22
スリランカ	ｽﾘﾗﾝｶ・ﾙﾋﾟｰ	12,860	25,100	12,040	24,280	12,860	25,100	12,040	24,280	3,260	5,100
タイ	ﾊﾞｰﾂ	1,480	2,890	1,390	2,800	1,480	2,890	1,390	2,800	380	590
大韓民国	ｳｫﾝ	57,000	112,000	54,000	108,000	57,000	112,000	54,000	108,000	15,000	23,000
中華人民共和国（香港を除く。）	元	300	585	280	565	300	585	280	565	75	120
香港	香港･ﾄﾞﾙ	330	650	310	630	330	650	310	630	80	130
ネパール	ﾈﾊﾟｰﾙ・ﾙﾋﾟｰ	5,630	10,980	5,270	10,630	5,630	10,980	5,270	10,630	1,430	2,230
パキスタン	ﾊﾟｷｽﾀﾝ・ﾙﾋﾟｰ	11,670	22,780	10,930	22,040	11,670	22,780	10,930	22,040	2,960	4,630
バングラデシュ	ﾀｶ	4,770	9,320	4,470	9,020	4,770	9,320	4,470	9,020	1,210	1,890
東ティモール	ﾄﾞﾙ	42	82	39	79	42	82	39	79	11	17
フィリピン	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ・ﾍﾟｿ	2,400	4,650	2,250	4,500	2,400	4,650	2,250	4,500	600	950
ブルネイ	ﾌﾞﾙﾈｲ・ﾄﾞﾙ	56	109	52	105	56	109	52	105	14	22
ベトナム	ﾄﾞﾝ	1,050,000	2,050,000	980,000	1,980,000	1,050,000	2,050,000	980,000	1,980,000	270,000	420,000
マレーシア	ﾘﾝｷﾞ	190	375	180	360	190	375	180	360	50	75
ミャンマー	ﾁｬｯﾄ	88,700	173,200	83,100	167,600	88,700	173,200	83,100	167,600	22,500	35,200
モルディブ	ﾙﾌｨﾔ	640	1,250	600	1,210	640	1,250	600	1,210	160	250
モンゴル	ﾄｳｸﾞﾘｸ	143,000	280,000	134,000	270,000	143,000	280,000	134,000	270,000	36,000	57,000
ラオス	ｷｯﾌﾟ	900,000	1,757,000	843,000	1,700,000	900,000	1,757,000	843,000	1,700,000	229,000	357,000

大洋州

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第1号及び政令第5条第2項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第1項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
オーストラリア	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ・ﾄﾞﾙ	163	223	159	219	113	173	109	169
キリバス	ｷﾘﾊﾞｽ・ﾄﾞﾙ	163	223	159	219	113	173	109	169
サモア	ｻﾓｱ・ﾀﾗ	296	405	289	398	205	315	198	307
ソロモン	ｿﾛﾓﾝ・ﾄﾞﾙ	906	1,239	883	1,217	628	961	606	939
トンガ	ﾊﾟ・ｱﾝｶﾞ	259	354	252	348	179	275	173	268
ニューカレドニア	ﾊﾟｼﾌｨｯｸ・ﾌﾗﾝ	11,900	16,275	11,605	15,985	8,250	12,630	7,955	12,335
ニュージーランド	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ・ﾄﾞﾙ	177	242	173	238	123	188	118	184
バヌアツ	ﾊﾞﾂ	13,145	17,985	12,825	17,660	9,115	13,950	8,790	13,630
パプアニューギニア	ｷﾅ	418	572	408	562	290	444	279	433
パラオ	ﾄﾞﾙ	109	149	106	146	75	115	73	113
フィジー	ﾌｨｼﾞｰ・ﾄﾞﾙ	247	338	241	332	171	262	165	256
マーシャル	ﾄﾞﾙ	109	149	106	146	75	115	73	113
ミクロネシア	ﾄﾞﾙ	109	149	106	146	75	115	73	113

大洋州

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
オーストラリア	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ・ﾄﾞﾙ	63	123	59	119	63	123	59	119	16	25
キリバス	ｷﾘﾊﾞｽ・ﾄﾞﾙ	63	123	59	119	63	123	59	119	16	25
サモア	ｻﾓｱ・ﾀﾗ	115	224	107	216	115	224	107	216	29	45
ソロモン	ｿﾛﾓﾝ・ﾄﾞﾙ	350	683	328	661	350	683	328	661	89	139
トンガ	ﾊﾟ・ｱﾝｶﾞ	100	195	94	189	100	195	94	189	25	40
ニューカレドニア	ﾊﾟｼﾌｨｯｸ・ﾌﾗﾝ	4,600	8,980	4,305	8,685	4,600	8,980	4,305	8,685	1,170	1,825
ニュージーランド	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ・ﾄﾞﾙ	68	134	64	129	68	134	64	129	17	27
バヌアツ	ﾊﾞﾂ	5,080	9,920	4,760	9,595	5,080	9,920	4,760	9,595	1,290	2,015
パプアニューギニア	ｷﾅ	162	315	151	305	162	315	151	305	41	64
パラオ	ﾄﾞﾙ	42	82	39	79	42	82	39	79	11	17
フィジー	ﾌｨｼﾞｰ・ﾄﾞﾙ	95	186	89	180	95	186	89	180	24	38
マーシャル	ﾄﾞﾙ	42	82	39	79	42	82	39	79	11	17
ミクロネシア	ﾄﾞﾙ	42	82	39	79	42	82	39	79	11	17

北米

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第1号及び政令第5条第2項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第1項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
アメリカ合衆国	ﾄﾞﾙ	109	149	106	146	75	115	73	113
カナダ	ｶﾅﾀﾞ・ﾄﾞﾙ	148	203	145	199	103	157	99	154

北米

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
アメリカ合衆国	ﾄﾞﾙ	42	82	39	79	42	82	39	79	11	17
カナダ	ｶﾅﾀﾞ・ﾄﾞﾙ	57	112	54	108	57	112	54	108	15	23

中南米

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第1号及び政令第5条第2項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第1項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
アルゼンチン	ｱﾙｾﾞﾝﾁﾝ・ﾍﾟｿ	90,600	123,900	88,300	121,700	62,800	96,100	60,600	93,900
ウルグアイ	ｳﾙｸﾞｱｲ・ﾍﾟｿ	4,300	5,880	4,200	5,780	2,980	4,560	2,880	4,460
エクアドル	ﾄﾞﾙ	109	149	106	146	75	115	73	113
キューバ	ｷｭｰﾊﾞ・ﾍﾟｿ	2,583	3,534	2,520	3,471	1,791	2,742	1,727	2,678
グアテマラ	ｹｯﾂｧﾙ	858	1,174	837	1,153	595	911	574	889
コスタリカ	ｺｽﾀﾘｶ・ｺﾛﾝ	56,200	76,900	54,800	75,500	39,000	59,700	37,600	58,300
コロンビア	ｺﾛﾝﾋﾞｱ・ﾍﾟｿ	440,500	602,500	429,500	592,000	305,500	467,500	294,500	457,000
ジャマイカ	ｼﾞｬﾏｲｶ・ﾄﾞﾙ	16,650	22,750	16,200	22,350	11,550	17,650	11,100	17,250
チリ	ﾁﾘ・ﾍﾟｿ	102,000	139,500	99,500	137,000	70,500	108,000	68,000	105,500
ドミニカ共和国	ﾄﾞﾐﾆｶ・ﾍﾟｿ	6,390	8,745	6,235	8,590	4,430	6,785	4,275	6,625
トリニダード・トバゴ	ﾄﾘﾆﾀﾞｰﾄﾞ・ﾄﾊﾞｺﾞ・ﾄﾞﾙ	740	1,015	725	995	515	785	495	770
ニカラグア	ｺﾙﾄﾞﾊﾞ	3,976	5,439	3,878	5,341	2,756	4,220	2,659	4,122
ハイチ	ｸﾞﾙﾄﾞ	14,420	19,730	14,070	19,380	10,000	15,310	9,650	14,960
パナマ	ﾊﾞﾙﾎﾞｱ	109	149	106	146	75	115	73	113
パラグアイ	ｶﾞﾗﾆ	815,000	1,115,000	795,000	1,095,000	565,000	865,000	545,000	845,000
バルバドス	ﾊﾞﾙﾊﾞﾄﾞｽ・ﾄﾞﾙ	217	297	212	292	151	231	145	225
ブラジル	ﾍｱﾙ	562	768	548	756	390	596	376	582
ベネズエラ	ﾎﾞﾘﾊﾞﾙ・ｿﾍﾞﾗﾉ	3,955	5,415	3,860	5,315	2,745	4,200	2,645	4,100
ベリーズ	ﾍﾞﾘｰｽﾞ・ﾄﾞﾙ	217	297	212	292	151	231	145	225
ペルー	ｿﾙ	408	558	398	548	283	433	273	423
ボリビア	ﾎﾞﾘﾋﾞｨｱｰﾉ	741	1,014	723	995	514	786	495	768
ホンジュラス	ﾚﾝﾋﾟﾗ	2,694	3,686	2,628	3,620	1,868	2,860	1,802	2,793
メキシコ	ﾒｷｼｺ・ﾍﾟｿ	1,930	2,650	1,890	2,600	1,340	2,050	1,290	2,000

中南米

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
アルゼンチン	ｱﾙｾﾞﾝﾁﾝ・ﾍﾟｿ	35,000	68,300	32,800	66,100	35,000	68,300	32,800	66,100	8,900	13,900
ウルグアイ	ｳﾙｸﾞｱｲ・ﾍﾟｿ	1,660	3,240	1,560	3,140	1,660	3,240	1,560	3,140	420	660
エクアドル	ﾄﾞﾙ	42	82	39	79	42	82	39	79	11	17
キューバ	ｷｭｰﾊﾞ・ﾍﾟｿ	998	1,949	935	1,886	998	1,949	935	1,886	254	396
グアテマラ	ｹｯﾂｧﾙ	332	647	311	626	332	647	311	626	84	132
コスタリカ	ｺｽﾀﾘｶ・ｺﾛﾝ	21,700	42,400	20,300	41,000	21,700	42,400	20,300	41,000	5,500	8,600
コロンビア	ｺﾛﾝﾋﾞｱ・ﾍﾟｿ	170,500	332,500	159,500	321,500	170,500	332,500	159,500	321,500	43,000	67,500
ジャマイカ	ｼﾞｬﾏｲｶ・ﾄﾞﾙ	6,450	12,550	6,000	12,150	6,450	12,550	6,000	12,150	1,650	2,550
チリ	ﾁﾘ・ﾍﾟｿ	39,500	77,000	37,000	74,500	39,500	77,000	37,000	74,500	10,000	15,500
ドミニカ共和国	ﾄﾞﾐﾆｶ・ﾍﾟｿ	2,470	4,825	2,315	4,665	2,470	4,825	2,315	4,665	625	980
トリニダード・トバゴ	ﾄﾘﾆﾀﾞｰﾄﾞ・ﾄﾊﾞｺﾞ・ﾄﾞﾙ	285	560	270	540	285	560	270	540	75	115
ニカラグア	ｺﾙﾄﾞﾊﾞ	1,537	3,000	1,439	2,902	1,537	3,000	1,439	2,902	390	610
ハイチ	ｸﾞﾙﾄﾞ	5,580	10,880	5,220	10,530	5,580	10,880	5,220	10,530	1,420	2,210
パナマ	ﾊﾞﾙﾎﾞｱ	42	82	39	79	42	82	39	79	11	17
パラグアイ	ｶﾞﾗﾆ	315,000	615,000	295,000	595,000	315,000	615,000	295,000	595,000	80,000	125,000
バルバドス	ﾊﾞﾙﾊﾞﾄﾞｽ・ﾄﾞﾙ	84	164	79	159	84	164	79	159	21	33
ブラジル	ﾍｱﾙ	218	424	204	410	218	424	204	410	56	86
ベネズエラ	ﾎﾞﾘﾊﾞﾙ・ｿﾍﾞﾗﾉ	1,530	2,985	1,430	2,890	1,530	2,985	1,430	2,890	390	605
ベリーズ	ﾍﾞﾘｰｽﾞ・ﾄﾞﾙ	84	164	79	159	84	164	79	159	21	33
ペルー	ｿﾙ	158	308	148	298	158	308	148	298	40	63
ボリビア	ﾎﾞﾘﾋﾞｨｱｰﾉ	286	559	268	541	286	559	268	541	73	114
ホンジュラス	ﾚﾝﾋﾟﾗ	1,041	2,033	975	1,967	1,041	2,033	975	1,967	264	413
メキシコ	ﾒｷｼｺ・ﾍﾟｿ	750	1,460	700	1,410	750	1,460	700	1,410	190	300

欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第1号及び政令第5条第2項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第1項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
アイスランド	ｱｲｽﾗﾝﾄﾞ・ｸﾛｰﾈ	17,700	24,250	17,300	23,800	12,300	18,800	11,850	18,350
アイルランド	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
アゼルバイジャン	ｱｾﾞﾙﾊﾞｲｼﾞｬﾝ・ﾏﾅﾄ	185	253	181	249	128	197	124	192
アルバニア	ﾚｸ	10,200	13,900	9,900	13,700	7,100	10,800	6,800	10,600
アルメニア	ﾄﾞﾗﾑ	42,890	58,680	41,840	57,630	29,740	45,530	28,680	44,470
イタリア	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
ウクライナ	ﾌﾘｳﾞﾆｬ	4,290	5,870	4,185	5,765	2,975	4,555	2,870	4,445
ウズベキスタン	ｿﾑ	1,358,000	1,858,000	1,325,000	1,825,000	942,000	1,442,000	908,000	1,408,000
英　国	ｽﾀｰﾘﾝｸﾞ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	85	116	83	114	59	90	57	88
エストニア	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
オーストリア	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
オランダ	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
カザフスタン	ﾃﾝｹﾞ	50,950	69,700	49,700	68,450	35,300	54,050	34,050	52,800
北マケドニア	ﾃﾞﾅﾙ	6,150	8,420	6,000	8,260	4,260	6,530	4,110	6,380
キプロス	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
ギリシャ	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
キルギス	ｷﾙｷﾞｽ・ｿﾑ	9,480	12,970	9,240	12,730	6,570	10,060	6,340	9,830
クロアチア	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
コソボ	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
ジョージア	ﾗﾘ	296	405	289	398	205	315	198	307
スイス	ｽｲｽ・ﾌﾗﾝ	95	130	93	128	66	101	64	99
スウェーデン	ｽｳｪｰﾃﾞﾝ・ｸﾛｰﾈ	1,160	1,590	1,140	1,560	810	1,240	780	1,210
スペイン	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
スロバキア	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
スロベニア	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104

欧州・中央アジア

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
アイスランド	ｱｲｽﾗﾝﾄﾞ・ｸﾛｰﾈ	6,850	13,350	6,400	12,950	6,850	13,350	6,400	12,950	1,750	2,700
アイルランド	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
アゼルバイジャン	ｱｾﾞﾙﾊﾞｲｼﾞｬﾝ・ﾏﾅﾄ	72	140	67	135	72	140	67	135	18	28
アルバニア	ﾚｸ	3,900	7,700	3,700	7,400	3,900	7,700	3,700	7,400	1,000	1,600
アルメニア	ﾄﾞﾗﾑ	16,580	32,370	15,530	31,320	16,580	32,370	15,530	31,320	4,210	6,580
イタリア	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
ウクライナ	ﾌﾘｳﾞﾆｬ	1,660	3,235	1,555	3,130	1,660	3,235	1,555	3,130	420	660
ウズベキスタン	ｿﾑ	525,000	1,025,000	492,000	992,000	525,000	1,025,000	492,000	992,000	133,000	208,000
英　国	ｽﾀｰﾘﾝｸﾞ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	33	64	31	62	33	64	31	62	8	13
エストニア	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
オーストリア	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
オランダ	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
カザフスタン	ﾃﾝｹﾞ	19,700	38,450	18,450	37,200	19,700	38,450	18,450	37,200	5,000	7,800
北マケドニア	ﾃﾞﾅﾙ	2,380	4,640	2,230	4,490	2,380	4,640	2,230	4,490	600	940
キプロス	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
ギリシャ	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
キルギス	ｷﾙｷﾞｽ・ｿﾑ	3,660	7,150	3,430	6,920	3,660	7,150	3,430	6,920	930	1,450
クロアチア	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
コソボ	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
ジョージア	ﾗﾘ	115	224	107	216	115	224	107	216	29	45
スイス	ｽｲｽ・ﾌﾗﾝ	37	72	35	70	37	72	35	70	9	15
スウェーデン	ｽｳｪｰﾃﾞﾝ・ｸﾛｰﾈ	450	880	420	850	450	880	420	850	110	180
スペイン	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
スロバキア	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
スロベニア	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15

欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第1号及び政令第5条第2項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第1項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
セルビア	ｾﾙﾋﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	11,700	16,000	11,400	15,800	8,100	12,400	7,800	12,200
タジキスタン	ﾀｼﾞｷｽﾀﾝ・ｿﾓﾆ	1,164	1,593	1,136	1,564	807	1,236	779	1,207
チェコ	ｺﾙﾅ	2,490	3,410	2,430	3,350	1,730	2,650	1,670	2,580
デンマーク	ﾃﾞﾝﾏｰｸ・ｸﾛｰﾈ	740	1,015	725	995	515	785	495	770
ドイツ	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
トルクメニスタン	ﾄﾙｸﾒﾆｽﾀﾝ・ﾏﾅﾄ	379	519	370	509	263	402	253	393
ノルウェー	ﾉﾙｳｪｰ・ｸﾛｰﾈ	1,165	1,595	1,135	1,565	805	1,235	780	1,205
バチカン	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
ハンガリー	ﾌｫﾘﾝﾄ	38,800	53,100	37,900	52,100	26,900	41,200	26,000	40,200
フィンランド	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
フランス	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
ブルガリア	ﾚｳﾞ	196	269	192	264	136	208	131	204
ベラルーシ	ﾍﾞﾗﾙｰｼ・ﾙｰﾌﾞﾙ	347	474	338	466	240	368	232	360
ベルギー	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
ポーランド	ｽﾞﾛﾃｨ	429	587	418	576	297	455	287	445
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ｺﾝﾊﾞｰﾙﾃｨﾋﾞﾙﾅ・ﾏﾙｶ	196	269	192	264	136	208	131	204
ポルトガル	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
マルタ	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
モルドバ	ﾓﾙﾄﾞﾊﾞ・ﾚｲ	1,927	2,636	1,879	2,589	1,336	2,045	1,288	1,998
ラトビア	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
リトアニア	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
ルーマニア	ﾚｲ	495	675	480	665	340	525	330	510
ルクセンブルク	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
ロシア	ﾙｰﾌﾞﾙ	9,820	13,430	9,580	13,190	6,810	10,420	6,570	10,180

欧州・中央アジア

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
セルビア	ｾﾙﾋﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	4,500	8,800	4,200	8,600	4,500	8,800	4,200	8,600	1,200	1,800
タジキスタン	ﾀｼﾞｷｽﾀﾝ・ｿﾓﾆ	450	879	421	850	450	879	421	850	114	179
チェコ	ｺﾙﾅ	960	1,880	900	1,820	960	1,880	900	1,820	240	380
デンマーク	ﾃﾞﾝﾏｰｸ・ｸﾛｰﾈ	285	560	270	540	285	560	270	540	75	115
ドイツ	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
トルクメニスタン	ﾄﾙｸﾒﾆｽﾀﾝ・ﾏﾅﾄ	147	286	137	277	147	286	137	277	37	58
ノルウェー	ﾉﾙｳｪｰ・ｸﾛｰﾈ	450	880	420	850	450	880	420	850	115	180
バチカン	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
ハンガリー	ﾌｫﾘﾝﾄ	15,000	29,300	14,000	28,300	15,000	29,300	14,000	28,300	3,800	6,000
フィンランド	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
フランス	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
ブルガリア	ﾚｳﾞ	76	148	71	143	76	148	71	143	19	30
ベラルーシ	ﾍﾞﾗﾙｰｼ・ﾙｰﾌﾞﾙ	134	262	126	253	134	262	126	253	34	53
ベルギー	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
ポーランド	ｽﾞﾛﾃｨ	166	324	155	313	166	324	155	313	42	66
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ｺﾝﾊﾞｰﾙﾃｨﾋﾞﾙﾅ・ﾏﾙｶ	76	148	71	143	76	148	71	143	19	30
ポルトガル	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
マルタ	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
モルドバ	ﾓﾙﾄﾞﾊﾞ・ﾚｲ	745	1,454	697	1,407	745	1,454	697	1,407	189	296
ラトビア	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
リトアニア	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
ルーマニア	ﾚｲ	190	375	180	360	190	375	180	360	50	75
ルクセンブルク	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
ロシア	ﾙｰﾌﾞﾙ	3,800	7,410	3,550	7,170	3,800	7,410	3,550	7,170	960	1,510

中東

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第1号及び政令第5条第2項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第1項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
アフガニスタン	ｱﾌｶﾞﾆｰ	7,700	10,500	7,500	10,350	5,350	8,150	5,150	7,950
アラブ首長国連邦	ﾃﾞｨﾙﾊﾑ	400	545	390	535	275	420	265	410
イエメン	ｲｴﾒﾝ・ﾘｱﾙ	56,200	76,900	54,850	75,500	38,950	59,650	37,600	58,300
イスラエル	ｼｪｹﾙ	408	558	398	548	283	433	273	423
イラク	ｲﾗｸ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	148,000	203,000	145,000	199,000	103,000	157,000	99,000	154,000
イラン	ﾘｱﾙ	49,500,000	67,500,000	48,000,000	66,500,000	34,000,000	52,500,000	33,000,000	51,000,000
オマーン	ｵﾏｰﾝ・ﾘｱﾙ	42.0	57.0	41.0	56.0	29.0	44.5	28.0	43.5
カタール	ｶﾀｰﾙ・ﾘﾔｰﾙ	398	544	388	534	276	422	266	412
クウェート	ｸｳｪｰﾄ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	33.50	45.75	32.50	45.00	23.25	35.50	22.25	34.75
サウジアラビア	ﾘﾔｰﾙ	410	560	400	550	285	435	275	425
シリア	ｼﾘｱ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	1,358,350	1,858,350	1,325,000	1,825,000	941,650	1,441,650	908,350	1,408,350
トルコ	ﾄﾙｺ・ﾘﾗ	3,460	4,735	3,375	4,650	2,400	3,675	2,315	3,590
バーレーン	ﾊﾞｰﾚｰﾝ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	41.0	56.0	40.0	55.0	28.5	43.5	27.5	42.5
ヨルダン	ﾖﾙﾀﾞﾝ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	77	105	75	103	53	82	51	80
レバノン	ﾚﾊﾞﾉﾝ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	1,630,000	2,230,000	1,590,000	2,190,000	1,130,000	1,730,000	1,090,000	1,690,000

中東

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
アフガニスタン	ｱﾌｶﾞﾆｰ	2,950	5,800	2,800	5,600	2,950	5,800	2,800	5,600	750	1,200
アラブ首長国連邦	ﾃﾞｨﾙﾊﾑ	155	300	145	290	155	300	145	290	40	60
イエメン	ｲｴﾒﾝ・ﾘｱﾙ	21,700	42,400	20,350	41,050	21,700	42,400	20,350	41,050	5,500	8,600
イスラエル	ｼｪｹﾙ	158	308	148	298	158	308	148	298	40	63
イラク	ｲﾗｸ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	57,000	112,000	54,000	108,000	57,000	112,000	54,000	108,000	15,000	23,000
イラン	ﾘｱﾙ	19,000,000	37,500,000	18,000,000	36,000,000	19,000,000	37,500,000	18,000,000	36,000,000	5,000,000	7,500,000
オマーン	ｵﾏｰﾝ・ﾘｱﾙ	16.0	31.5	15.0	30.5	16.0	31.5	15.0	30.5	4.0	6.5
カタール	ｶﾀｰﾙ・ﾘﾔｰﾙ	154	300	144	290	154	300	144	290	39	61
クウェート	ｸｳｪｰﾄ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	13.00	25.25	12.00	24.50	13.00	25.25	12.00	24.50	3.25	5.00
サウジアラビア	ﾘﾔｰﾙ	160	310	150	300	160	310	150	300	40	65
シリア	ｼﾘｱ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	525,000	1,025,000	491,650	991,650	525,000	1,025,000	491,650	991,650	133,350	208,350
トルコ	ﾄﾙｺ・ﾘﾗ	1,340	2,610	1,255	2,525	1,340	2,610	1,255	2,525	340	530
バーレーン	ﾊﾞｰﾚｰﾝ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	16.0	31.0	15.0	30.0	16.0	31.0	15.0	30.0	4.0	6.5
ヨルダン	ﾖﾙﾀﾞﾝ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	30	58	28	56	30	58	28	56	8	12
レバノン	ﾚﾊﾞﾉﾝ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	630,000	1,230,000	590,000	1,190,000	630,000	1,230,000	590,000	1,190,000	160,000	250,000

アフリカ

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第1号及び政令第5条第2項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第1項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
アルジェリア	ｱﾙｼﾞｪﾘｱ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	14,800	20,300	14,500	19,900	10,300	15,700	9,900	15,400
アンゴラ	ｸﾜﾝｻﾞ	90,600	123,900	88,300	121,700	62,800	96,100	60,600	93,900
ウガンダ	ｳｶﾞﾝﾀﾞ･ｼﾘﾝｸﾞ	408,000	558,000	398,000	548,000	283,000	433,000	273,000	423,000
エジプト	ｴｼﾞﾌﾟﾄ･ﾎﾟﾝﾄﾞ	4,590	6,280	4,480	6,170	3,180	4,870	3,070	4,760
エチオピア	ﾌﾞﾙ	7,762	10,619	7,571	10,429	5,381	8,238	5,190	8,048
エリトリア	ﾅｸﾌｧ	1,638	2,241	1,598	2,201	1,136	1,739	1,095	1,698
ガーナ	ｶﾞｰﾅ･ｾﾃﾞｨ	1,482	2,027	1,445	1,991	1,027	1,573	991	1,536
ガボン	CFAﾌﾗﾝ	65,000	89,000	63,500	87,500	45,000	69,000	43,500	67,500
カメルーン	CFAﾌﾗﾝ	65,000	89,000	63,500	87,500	45,000	69,000	43,500	67,500
ギニア	ｷﾞﾆｱ･ﾌﾗﾝ	959,000	1,312,000	935,000	1,288,000	665,000	1,018,000	641,000	994,000
ケニア	ｹﾆｱ･ｼﾘﾝｸﾞ	15,100	20,650	14,700	20,300	10,450	16,000	10,100	15,650
コートジボワール	CFAﾌﾗﾝ	65,000	89,000	63,500	87,500	45,000	69,000	43,500	67,500
コンゴ民主共和国	ｺﾝｺﾞ･ﾌﾗﾝ	301,900	413,000	294,400	405,600	209,300	320,400	201,900	313,000
ザンビア	ｸﾜﾁｬ	2,777	3,799	2,709	3,731	1,925	2,947	1,857	2,879
ジブチ	ｼﾞﾌﾞﾁ･ﾌﾗﾝ	19,400	26,500	18,900	26,100	13,500	20,600	13,000	20,100
スーダン	ｽｰﾀﾞﾝ･ﾎﾟﾝﾄﾞ	148,200	202,700	144,500	199,100	102,700	157,300	99,100	153,600
セーシェル	ｾｰｼｪﾙ・ﾙﾋﾟｰ	1,630	2,230	1,590	2,190	1,130	1,730	1,090	1,690
セネガル	CFAﾌﾗﾝ	65,000	89,000	63,500	87,500	45,000	69,000	43,500	67,500

アフリカ

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
アルジェリア	ｱﾙｼﾞｪﾘｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	5,700	11,200	5,400	10,800	5,700	11,200	5,400	10,800	1,500	2,300
アンゴラ	ｸﾜﾝｻﾞ	35,000	68,300	32,800	66,100	35,000	68,300	32,800	66,100	8,900	13,900
ウガンダ	ｳｶﾞﾝﾀﾞ・ｼﾘﾝｸﾞ	158,000	308,000	148,000	298,000	158,000	308,000	148,000	298,000	40,000	63,000
エジプト	ｴｼﾞﾌﾟﾄ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	1,770	3,460	1,660	3,350	1,770	3,460	1,660	3,350	450	700
エチオピア	ﾌﾞﾙ	3,000	5,857	2,810	5,667	3,000	5,857	2,810	5,667	762	1,190
エリトリア	ﾅｸﾌｧ	633	1,236	593	1,196	633	1,236	593	1,196	161	251
ガーナ	ｶﾞｰﾅ・ｾﾃﾞｨ	573	1,118	536	1,082	573	1,118	536	1,082	145	227
ガボン	CFAﾌﾗﾝ	25,000	49,000	23,500	47,500	25,000	49,000	23,500	47,500	6,500	10,000
カメルーン	CFAﾌﾗﾝ	25,000	49,000	23,500	47,500	25,000	49,000	23,500	47,500	6,500	10,000
ギニア	ｷﾞﾆｱ・ﾌﾗﾝ	371,000	724,000	347,000	700,000	371,000	724,000	347,000	700,000	94,000	147,000
ケニア	ｹﾆｱ・ｼﾘﾝｸﾞ	5,850	11,400	5,450	11,000	5,850	11,400	5,450	11,000	1,500	2,300
コートジボワール	CFAﾌﾗﾝ	25,000	49,000	23,500	47,500	25,000	49,000	23,500	47,500	6,500	10,000
コンゴ民主共和国	ｺﾝｺﾞ・ﾌﾗﾝ	116,700	227,800	109,300	220,400	116,700	227,800	109,300	220,400	29,600	46,300
ザンビア	ｸﾜﾁｬ	1,073	2,095	1,005	2,027	1,073	2,095	1,005	2,027	273	426
ジブチ	ｼﾞﾌﾞﾁ・ﾌﾗﾝ	7,500	14,600	7,000	14,200	7,500	14,600	7,000	14,200	1,900	3,000
スーダン	ｽｰﾀﾞﾝ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	57,300	111,800	53,600	108,200	57,300	111,800	53,600	108,200	14,500	22,700
セーシェル	ｾｰｼｪﾙ・ﾙﾋﾟｰ	630	1,230	590	1,190	630	1,230	590	1,190	160	250
セネガル	CFAﾌﾗﾝ	25,000	49,000	23,500	47,500	25,000	49,000	23,500	47,500	6,500	10,000

アフリカ

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第1号及び政令第5条第2項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第1項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
タンザニア	ﾀﾝｻﾞﾆｱ・ｼﾘﾝｸﾞ	281,000	384,000	274,000	378,000	195,000	298,000	188,000	291,000
チュニジア	ﾁｭﾆｼﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	340	465	331	456	235	360	227	352
ナイジェリア	ﾅｲﾗ	148,200	202,700	144,500	199,100	102,700	157,300	99,100	153,600
ナミビア	ﾅﾐﾋﾞｱ・ﾄﾞﾙ	2,002	2,740	1,953	2,690	1,388	2,125	1,339	2,076
ブルキナファソ	CFAﾌﾗﾝ	65,000	89,000	63,500	87,500	45,000	69,000	43,500	67,500
ベナン	CFAﾌﾗﾝ	65,000	89,000	63,500	87,500	45,000	69,000	43,500	67,500
ボツワナ	ﾌﾟﾗ	1,480	2,025	1,445	1,990	1,025	1,575	990	1,535
マダガスカル	ｱﾘｱﾘ	479,000	656,000	468,000	644,000	332,000	509,000	321,000	497,000
マラウイ	ﾏﾗｳｲ・ｸﾜﾁｬ	183,100	250,600	178,700	246,100	127,000	194,400	122,500	189,900
マリ	CFAﾌﾗﾝ	65,000	89,000	63,500	87,500	45,000	69,000	43,500	67,500
南アフリカ共和国	ﾗﾝﾄﾞ	2,000	2,740	1,955	2,690	1,390	2,125	1,340	2,075
南スーダン	南ｽｰﾀﾞﾝ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	189,500	259,300	184,900	254,700	131,400	201,200	126,700	196,500
モーリシャス	ﾓｰﾘｼｬｽ・ﾙﾋﾟｰ	4,980	6,820	4,860	6,700	3,460	5,290	3,330	5,170
モーリタニア	ｳｷﾞｱ	4,300	5,900	4,200	5,800	3,000	4,600	2,900	4,450
モザンビーク	ﾒﾃｨｶﾙ	6,940	9,490	6,770	9,320	4,810	7,360	4,640	7,190
モロッコ	ﾃﾞｨﾗﾑ	1,085	1,485	1,060	1,460	755	1,155	725	1,125
リビア	ﾘﾋﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	526	719	513	706	365	558	352	545
ルワンダ	ﾙﾜﾝﾀﾞ・ﾌﾗﾝ	148,200	202,700	144,500	199,100	102,700	157,300	99,100	153,600

アフリカ

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
タンザニア	ﾀﾝｻﾞﾆｱ・ｼﾘﾝｸﾞ	109,000	212,000	102,000	205,000	109,000	212,000	102,000	205,000	28,000	43,000
チュニジア	ﾁｭﾆｼﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	131	256	123	248	131	256	123	248	33	52
ナイジェリア	ﾅｲﾗ	57,300	111,800	53,600	108,200	57,300	111,800	53,600	108,200	14,500	22,700
ナミビア	ﾅﾐﾋﾞｱ・ﾄﾞﾙ	774	1,511	725	1,462	774	1,511	725	1,462	197	307
ブルキナファソ	CFAﾌﾗﾝ	25,000	49,000	23,500	47,500	25,000	49,000	23,500	47,500	6,500	10,000
ベナン	CFAﾌﾗﾝ	25,000	49,000	23,500	47,500	25,000	49,000	23,500	47,500	6,500	10,000
ボツワナ	ﾌﾟﾗ	575	1,120	535	1,080	575	1,120	535	1,080	145	225
マダガスカル	ｱﾘｱﾘ	185,000	362,000	174,000	350,000	185,000	362,000	174,000	350,000	47,000	74,000
マラウイ	ﾏﾗｳｲ・ｸﾜﾁｬ	70,800	138,200	66,300	133,700	70,800	138,200	66,300	133,700	18,000	28,100
マリ	CFAﾌﾗﾝ	25,000	49,000	23,500	47,500	25,000	49,000	23,500	47,500	6,500	10,000
南アフリカ共和国	ﾗﾝﾄﾞ	775	1,510	725	1,460	775	1,510	725	1,460	195	305
南スーダン	南ｽｰﾀﾞﾝ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	73,300	143,000	68,600	138,400	73,300	143,000	68,600	138,400	18,600	29,100
モーリシャス	ﾓｰﾘｼｬｽ・ﾙﾋﾟｰ	1,930	3,760	1,800	3,640	1,930	3,760	1,800	3,640	490	760
モーリタニア	ｳｷﾞｱ	1,650	3,250	1,550	3,150	1,650	3,250	1,550	3,150	400	650
モザンビーク	ﾒﾃｨｶﾙ	2,680	5,230	2,510	5,060	2,680	5,230	2,510	5,060	680	1,060
モロッコ	ﾃﾞｨﾗﾑ	420	820	395	795	420	820	395	795	105	165
リビア	ﾘﾋﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	203	397	190	384	203	397	190	384	52	81
ルワンダ	ﾙﾜﾝﾀﾞ・ﾌﾗﾝ	57,300	111,800	53,600	108,200	57,300	111,800	53,600	108,200	14,500	22,700

附則に次の一項を加える。

3　当分の間、エルサルバドル及びジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第五条第一項各号、第二項各号、第三項各号及び第四項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

（国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成二十一年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第四条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成二十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第五条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成二十三年外務省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第六条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成二十四年外務省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第七条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成二十五年外務省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第八条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成二十六年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第九条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成二十六年外務省令第七号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第十条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成二十七年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第十一条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成二十八年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第十二条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成二十九年外務省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第十三条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成三十年外務省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第十四条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成三十一年外務省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第十五条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（令和二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第十六条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（令和三年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第十七条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（令和四年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第十八条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（令和四年外務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第十九条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（令和五年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

（国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二十条　国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（令和五年外務省令第五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第二十一条　国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（令和五年外務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第二十二条　国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（令和六年外務省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

○農林水産省令第九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、セグロウリミバエの緊急防除に関する省令を次のように定める。

令和七年三月十四日

農林水産大臣　江藤　拓

セグロウリミバエの緊急防除に関する省令

（趣旨）

第一条　この省令は、セグロウリミバエの緊急防除を行うため必要な措置につき定めるものとする。

（防除区域）

第二条　セグロウリミバエの緊急防除を行う区域（以下「防除区域」という。）は、植物防疫法（以下「法」という。）第十七条第二項第一号に基づき農林水産大臣が告示する区域とする。

（移動の制限）

第三条　防除区域内に存在するうり科植物、いんげんまめ、うどんげのき、ウママンゴウ、おうぎやし、くだものとけい、サポジラ、シフォノドン・セラストリネウス、ストリクノス・トレリ、ストリクノス・ヌクスウォミカ、ストリクノス・ルピコラ、すもも、テトラスティグマ・レウコスタフィルム、とうがらし、トマト、なんようざくら、ハイドノカルプス・アンテルミンティカ、パパイヤ、ばらみつ、ばんじろう、ピーマン、ヒロセレウス・ウンダーツス、ファグラエア・ケイラニカ、フィクス・ティンクトリア、ふとももも、ペピーノ、まれいふとももも、ミクソピルム・スミラキフォリウム及びやえやまあおきの生果実及び花並びにこれらの容器包装（以下「移動制限果実等」という。）は、植物防疫官がその行う検査の結果、セグロウリミバエが付着しているおそれがないと認めたものでなければ、防除区域外の地域へ移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合又は植物防疫官（法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が地方公共団体の長に対し調査に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は当該地方公共団体の長が指定する職員）が調査を行う場合はこの限りでない。

2　前項の検査を受けようとする者は、移動制限果実等の移動の一か月前までに植物防疫官に別記様式第一号による検査申請書を提出しなければならない。

3　第一項の検査の結果、当該移動制限果実等にセグロウリミバエが付着しているおそれがないと認めたときは、植物防疫官は、当該申請者に対し、別記様式第二号による検査合格証明書を交付するものとする。

（移動の許可）

第四条　前条第一項ただし書の許可を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に別記様式第三号による申請書を提出しなければならない。

2　農林水産大臣は、前項の申請書の提出があった場合において、セグロウリミバエの緊急防除に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、当該移動制限果実等の移動の方法及び移動後の管理の方法その他の事項につき必要な条件を付して移動を許可し、同項の規定により申請をした者に対し、別記様式第四号による許可証明書を交付するものとする。

3　前項の許可証明書の交付を受けた者は、これを当該許可に係る移動制限果実等に添付して移動させなければならない。

（消毒又は廃棄の措置）

第五条　防除区域内に存在する移動制限果実等のうち、セグロウリミバエが付着し、又は付着しているおそれがある移動制限果実等を所有し、又は管理する者であって、これらを消毒し、又は廃棄すべきことを命ぜられた者は、植物防疫官（法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が地方公共団体の長に対し消毒又は廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は当該地方公共団体の長の指定する職員）の指示に従い、これを消毒し、又は廃棄しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月十四日から施行する。

（この省令の失効）

第二条　この省令は、令和七年十二月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

別記様式第一号（第三条第二項関係）

移動制限果実等移動検査申請書

下記のとおり移動したいので検査を申請します。

住　所
氏　名

年　月　日

・・・・植物防疫所（・・・・・・・支所又は出張所）植物防疫官　殿

移動予定年月日				
移動前の管理場所				
移動後の利用場所				
荷送人の住所及び氏名				
荷受人の住所及び氏名				
容器包装の種類				
植物の種類	梱数	数量	産地	備考
		kg		

別記様式第二号（第三条第三項関係）

第　　号

移動制限果実等検査合格証明書

年　月　日

・・・・植物防疫所（・・・・・・・支所又は出張所）
植物防疫官　氏　名

下記の・・・・・・・は、「セグロウリミバエの緊急防除に関する省令」第三条第一項の検査に合格したことを証明する。

植物の種類、梱数及び数量
容器包装の種類
荷送人の住所及び氏名
荷受人の住所及び氏名
検査年月日

別記様式第三号（第四条第一項関係）

移動制限果実等移動許可申請書

下記のとおり移動したいので許可願いたく・・・・・・・植物防疫所を経由して申請します。

住　所
職　業
氏　名

年　月　日

農林水産大臣　　殿

植物等の普通名称及び学名	
梱数及び数量	
産地	
容器包装の種類	
移動の方法	
移動の目的	
移動予定年月日	
荷送人の住所・氏名・職業	
荷受人の住所・氏名・職業	
移動後の管理の場所その他の管理方法	
移動後の管理責任者	
利用期間及び利用後の処理方法	
その他参考となるべき事項	

別記様式第四号（第四条第二項関係）

第　　号
年　月　日

移動制限果実等移動許可証明書

農林水産大臣

下記・・・・・・・は、セグロウリミバエの緊急防除に関する省令（令和７年農林水産省令第９号）第３条ただし書の許可を得たものであることを証明する。

普通名称及び学名
梱数及び数量
産地
容器包装の種類
許可申請者の住所及び氏名
荷送人の住所及び氏名

○国土交通省令第十三号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百七条第一項、第百三十一条第一項、第百三十六条第一項及び第百四十五条第一項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十四日　　国土交通大臣　中野　洋昌

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令（平成十八年国土交通省令第十一号）の一部を次のように改正する。

様式第四、様式第八、様式第十三及び様式第二十五を次のように改める。

様式第４（第６条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

定　期　報　告　書

地方運輸局長　殿

年　　月　　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第107条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

特定輸送事業者指定番号											
特定排出者番号											
事　業　者　名											
貨物輸送区分	１．鉄道による貨物の輸送 ２．事業用貨物自動車による貨物の輸送 ３．自家用貨物自動車による貨物の輸送 ４．船舶による貨物の輸送										
主たる事務所の所在地	〒 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） e-mail（　　）										

第１表　エネルギーの使用量

１－１．エネルギー使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量等

エネルギーの種類		単位	使用量			
			年度		エネルギー使用量熱量GJ	連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量熱量GJ
			エネルギー使用量	連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量		
化石燃料	揮発油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	ジェット燃料油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	軽油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	Ａ重油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	Ｂ・Ｃ重油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	液化石油ガス（ＬＰＧ）	ｔ				
	連携分	ｔ				
	液化天然ガス（ＬＮＧ）	ｔ				
	連携分	ｔ				
	石炭（　　）	ｔ				
	連携分	ｔ				
	都市ガス（ＣＮＧを含む。）	千ｍ３				
	連携分	千ｍ３				
	その他（　　）					
	連携分					
化石燃料小計（原油換算ｋｌ）						
連携分						
化石燃料小計（ＧＪ）						
連携分						
非化石燃料	バイオエタノール	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	バイオディーゼル	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	SAF	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	水素	ｔ				
	連携分	ｔ				
	アンモニア	ｔ				
	連携分	ｔ				
	その他（　　）	（　）				
	連携分	（　）				
非化石燃料小計（原油換算ｋｌ）						
連携分						
非化石燃料小計（ＧＪ）						
連携分						

電気	買電	化石由来	電気事業者からの買電	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
			その他（上記以外の買電）	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
		非化石由来	電気事業者からの買電	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
			その他（上記以外の買電）	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
	自家発電	非燃料由来	太陽光	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
			風力	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
			地熱	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
			水力	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
			その他（　　）	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
		燃料由来	化石由来	千ｋＷｈ			(※)	(※)
			連携分	千ｋＷｈ				(※)
			非化石由来	千ｋＷｈ			(※)	(※)
			連携分	千ｋＷｈ				(※)
	その他（　　）			千ｋＷｈ				
	連携分			千ｋＷｈ				
電気小計（原油換算ｋｌ）								
連携分								
電気小計（ＧＪ）								
連携分								
合　計ＧＪ								
連携分								
原油換算ｋｌ							㋑-1	㋑-2
連携分								
前年度原油換算ｋｌ								
連携分								
対前年度比（%）								
連携分								

備考　１　「買電」については、一般送配電事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第９号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。

２　熱量の算出に当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）で定める換算係数を使用すること。

３　（※）に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計及び合計に含めないこと。

１－２．電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度					
			使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量	
			数値	原油換算kl	数値	原油換算kl	数値	原油換算kl
月別	４月	千kWh						
	５月	千kWh						
	６月	千kWh						
	７月	千kWh						
	８月	千kWh						
	９月	千kWh						
	１０月	千kWh						
	１１月	千kWh						
	１２月	千kWh						
	１月	千kWh						
	２月	千kWh						
	３月	千kWh						
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh						
	需給が厳しい時間帯	千kWh						
	その他の時間帯	千kWh						
合計								

備考　１　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

２　原油換算kl欄には、月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

１－３．電気の国内認証非化石エネルギー相当量等に係る情報

クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
～		kWh
～		kWh
～		kWh

１－４．電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石エネルギー割合に係る情報

メニュー名	使　用　量		非化石メニューにおける非化石割合又は非化石証書使用状況
１．	kWh	kl	%
２．	kWh	kl	%
３．	kWh	kl	%

２．貨客輸送連携省エネルギー措置の実績

（１）貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた輸送量の合計と省エネ効果

（２）貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた輸送量の算出方法

（３）貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた輸送量

エネルギーの種類	単位	連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量		連携省エネルギー措置を踏まえた輸送量
		数値	熱量ＧＪ	数値	熱量ＧＪ	

第２表　輸送用機械器具の概要、使用状況及び導入、改造又は廃棄の状況

器具の名称	器具の概要	使用状況	導入、改造又は廃棄の状況

第３表　貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量及びエネルギーの使用量

１．貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量

	年度	対前年度比（％）
貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量	㋐-1	
貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量（連携省エネルギー措置を踏まえたもの）	㋐-2	

２．エネルギーの使用量

	年度	対前年度比（％）
エネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）	㋑-1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算ｋｌ)	㋑-2	

第４表　エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

１．エネルギー消費原単位

	年度	対前年度比（%）
エネルギー消費原単位 ＝ 非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（㋑'-1） ／ 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量（㋐-1）		
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位 ＝ 非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（㋑'-2） ／ 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量（連携省エネルギー措置を踏まえたもの）（㋐-2）		

備考　「非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（㋑'-1）」及び「非化石燃料の補正及び連携エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（㋑'-2）」は、㋑-1 又は㋑-2 の非化石燃料に対して、法第５条第１項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じたエネルギー使用量を記入すること。

２．電気需要最適化評価原単位

	年度	対前年度比（%）
電気需要最適化評価原単位 ＝ 電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（㋑'-1'） ／ 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量（㋐-1）		
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位 ＝ 電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（㋑'-2'） ／ 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量（連携省エネルギー措置を踏まえたもの）（㋐-2）		

備考　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（㋑'-1'）」及び「電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（㋑'-2'）」は、㋑-1 又は㋑-2 の非化石燃料に対して、法第５条第１項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じ、同判断の基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

第５表　過去５年度間のエネルギー消費原単位並びに電気需要最適化評価原単位の変化状況及び非化石エネルギーの使用状況

１．エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
前年度比（%）		Ⓐ-1	Ⓑ-1	Ⓒ-1	Ⓓ-1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
前年度比（%）		Ⓐ-2	Ⓑ-2	Ⓒ-2	Ⓓ-2	

２．電気需要最適化評価原単位

電気使用量の集計区分			□　月別　□　時間別			
	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
電気需要最適化評価原単位						
前年度比（%）		Ⓐ'-1	Ⓑ'-1	Ⓒ'-1	Ⓓ'-1	
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位						
前年度比（%）		Ⓐ'-2	Ⓑ'-2	Ⓒ'-2	Ⓓ'-2	

３．非化石エネルギーの使用状況

３－１．電気車における非化石電気の使用状況

非化石電気の使用状況					
・□使用電気全体（自家発電を含む。） ・□外部調達電気 に占める非化石電気の割合	年度	年度	年度	年度	年度
	%	%	%	%	%

３－２．非化石エネルギー自動車の使用状況（車両総重量８トン以下の貨物自動車）

区分		実績				
		年度	年度	年度	年度	年度
電気自動車	①	台	台	台	台	台
水素自動車（燃料電池自動車を含む。）	②	台	台	台	台	台
プラグインハイブリッド自動車	③	台	台	台	台	台
専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車の合計	⑤＝①+②+③+④	台	台	台	台	台
貨物輸送に使用する自動車の合計	⑥	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車の割合	⑦＝⑤／⑥×100	%	%	%	%	%

３－３．バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車（車両総重量８トン以下の貨物自動車）に係る参考情報

燃料の種類（バイオ燃料又は合成燃料）	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の使用量	台数
	%	kl	台
	%	kl	台

３－４．その他非化石エネルギーの使用状況

備考　１　３－１の非化石電気の割合（使用電気全体（自家発電を含む。）又は外部調達電気）は、記載する項目に■印を付すこと。

２　３－２の「非化石エネルギー自動車」とは、電気自動車、水素自動車（燃料電池自動車を含む。）、プラグインハイブリッド自動車及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいう。「実績」の欄には、それぞれ値を記入すること。

３　３－１は「貨物輸送区分」が１の場合に、３－２及び３－３は「貨物輸送区分」が２又は３の場合に記載すること。

第６表　エネルギー消費原単位若しくは電気需要最適化評価原単位が改善できなかった場合又は非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

１．過去５年度間のエネルギー消費原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は（イ）、又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（ロ）にその理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

２．過去５年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は（ハ）、又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（ニ）にその理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

３．非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

第７表 エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

対象項目				
取組方針の作成とその効果等の把握	取組方針の策定 □ 策定している □ 策定していない	省エネ推進体制・責任者の設置 □ 全ての部門で実施している □ 大半の部門で実施している □ 一部の部門だけ実施している □ 実施していない	責任者による取組の状況（計画の策定、報告等） □ 全てを実施している □ 大半を実施している □ 一部を実施している □ 実施していない	省エネに関する従業員教育実施 □ 実施している □ 実施していない
	省エネ目標の設定・効果測定及び取組の見直し □ 全てを実施している □ 大半を実施している □ 一部を実施している □ 実施していない			
省エネ輸送用機械器具の使用	省エネ輸送用機械器具の導入 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	省エネに資する器具の導入 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない		
省エネ運転・操縦	省エネ運転・操縦 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	効率的な輸送ルートの選択 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	冷凍機効率の向上 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	
輸送能力の高い輸送用機械器具の使用	輸送用機械器具の大型化 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない			
輸送能力の効率的な活用	積載率の向上 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	貨物量に応じた輸送能力の適正化 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	空荷走行・航行距離等の縮減 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	
その他	荷主等の関係者との連携強化 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	効率的な輸送方法の選択の促進 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	物流拠点の整備 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	

第８表　その他実施した措置

１．エネルギーの使用の合理化に関する事項

措　置　の　概　要

２．電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措　置　の　概　要

３．非化石エネルギーへの転換に関する事項

措　置　の　概　要

第９表　二酸化炭素の排出に係る事項

１．エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

	年度
燃料の使用に伴う二酸化炭素	t－CO_2
他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素	t－CO_2

備考　１　燃料の使用に伴う二酸化炭素の欄には、燃料（都市ガスを含む。）の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。

２　他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の欄には、次に掲げる⑴の量から、⑵及び⑶の量を控除し、⑷の量を加算した量を記載すること。

⑴　他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

⑵　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの無効化量

⑶　非化石電源二酸化炭素削減相当量

⑷　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの移転量

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の２にも必要事項を記載し、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の３にも必要事項を記載すること。

４　他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量に、備考２⑵又は⑷に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の５及び７にも必要事項を記載し、備考２⑶に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の６及び７にも必要事項を記載すること。

２．エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

３．エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４．地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第９表の２に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第９表の３に記載すること。

５．国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
～		t-CO_2
～		t-CO_2
～		t-CO_2
～		t-CO_2
合　計　量		t-CO_2

備考　１　本表は、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
４　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
５　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
６　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
７　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６．非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
	kWh	t-CO_2/kWh		t-CO_2

備考　１　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
２　全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
３　種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
４　算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
５　本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

７．国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン電力証書	t-CO_2
	②再エネ電力の導入に係るクレジット	t-CO_2
③非化石電源二酸化炭素削減相当量		t-CO_2
④合計		t-CO_2
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO_2
⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO_2

備考　本表の各欄には、それぞれ以下に掲げる量を記載すること。
①　グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量
②　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
③　非化石電源二酸化炭素削減相当量
④　①～③の量の合計量
⑤　他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
⑥　⑤のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量

８．権利利益の保護に係る請求の有無

上記１．の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第 27 条第１項に定める「温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思料するとき」の請求に係るものであることの有無（該当するものどちらかに○をすること）

１．有（別添のとおり）　　２．無

９．情報提供の有無

上記１．の報告に関して地球温暖化対策の推進に関する法律第 32 条第１項の規定によるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の増減の状況に関する情報等の提供の有無（該当するものどちらかに○をすること）

１．有（別添のとおり）　　２．無

［備　考］

1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2　報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。

3　報告書冒頭の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載すること。

4　報告書冒頭の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記載すること。

5　第１表の１－１及び２（３）の使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。

6　第１表の１－１の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。

7　第１表の１－１の「その他のエネルギー」の欄には、上欄にないエネルギーの種類を（　）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。

8　第１表の１－１及び２（３）のうちＧＪ（ギガジュール）を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をＴＪ（テラジュール）、ＰＪ（ペタジュール）にかえて記入することができる。

9　第１表の１－１及び１－２、第３表の１及び２、第４表の１及び２並びに第９表の１の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表（第１表の１－２及び第９表の１を除く。）の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（第３表の１及び２並びに第４表の１及び２については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比（％）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100\ (\%)$$

10　第２表は、原則として当該輸送用機械器具の年間のエネルギーの消費量の合計が、当該輸送事業者の当該輸送区分に係る総エネルギー使用量の８割を網羅するよう記入すること。

11　第４表の１の「エネルギー消費原単位」とは、貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量の単位当たりのエネルギー消費量をいう。

12　第４表の２の「電気需要最適化評価原単位」とは、電気の需要の最適化に資する措置を評価した電気の使用に係る原単位をいう。

13　第５表（３－３及び３－４を除く。）の上段の欄には、当該年度を含む直近５年間の年度を記入すること。また、同表の１の「エネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄並びに同表の２の「電気需要最適化評価原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。

14　第５表の１及び２の「５年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位の過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下の通り。

（１）エネルギー消費原単位

５年度間平均原単位変化（％）＝$(Ⓐ\times Ⓑ\times Ⓒ\times Ⓓ)^{1/4}$（％）

（２）電気需要最適化評価原単位

５年度間平均原単位変化（％）＝$(Ⓐ'\times Ⓑ'\times Ⓒ'\times Ⓓ')^{1/4}$（％）

15　第６表の１は、「（ロ）の理由」が「（イ）の理由」と同様になる場合には、「（イ）と同じ」と記入してもよい。また、第６表の２は、「（ニ）の理由」が「（ハ）の理由」と同様になる場合には、「（ハ）と同じ」と記入してもよい。

16　第７表は、選択する項目について該当するものに■印を付すこと。

様式第８（第１２条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

定　期　報　告　書

地方運輸局長　殿

年　　月　　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第131条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

特定輸送事業者指定番号	
特定排出者番号	
事　業　者　名	
旅客輸送区分	１．鉄道による旅客の輸送 ２．乗合自動車による旅客の輸送 ３．乗用自動車（乗合自動車を除く。）による旅客の輸送 ４．船舶による旅客の輸送
主たる事務所の所在地	〒 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） e-mail（　　）

第１表　エネルギーの使用量

１－１．エネルギー使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量等

エネルギーの種類		単位	使用量			
			年度		エネルギー使用量熱量GJ	連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量熱量GJ
			エネルギー使用量	連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量		
化石燃料	揮発油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	ジェット燃料油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	軽油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	Ａ重油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	Ｂ・Ｃ重油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	液化石油ガス（ＬＰＧ）	ｔ				
	連携分	ｔ				
	液化天然ガス（ＬＮＧ）	ｔ				
	連携分	ｔ				
	石炭（　　）	ｔ				
	連携分	ｔ				
	都市ガス（ＣＮＧを含む。）	千ｍ３				
	連携分	千ｍ３				
	その他（　　）					
	連携分					
化石燃料小計（原油換算ｋｌ）						
連携分						
化石燃料小計（GJ）						
連携分						
非化石燃料	バイオエタノール	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	バイオディーゼル	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	SAF	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	水素	ｔ				
	連携分	ｔ				
	アンモニア	ｔ				
	連携分	ｔ				
	その他（　　）	（　）				
	連携分	（　）				
非化石燃料小計（原油換算ｋｌ）						
連携分						
非化石燃料小計（GJ）						
連携分						

電気	買電	化石由来	電気事業者からの買電	千ｋＷｈ			
			連携分	千ｋＷｈ			
			その他（上記以外の買電）	千ｋＷｈ			
			連携分	千ｋＷｈ			
		非化石由来	電気事業者からの買電	千ｋＷｈ			
			連携分	千ｋＷｈ			
			その他（上記以外の買電）	千ｋＷｈ			
			連携分	千ｋＷｈ			
	自家発電	非燃料由来	太陽光	千ｋＷｈ			
			連携分	千ｋＷｈ			
			風力	千ｋＷｈ			
			連携分	千ｋＷｈ			
			地熱	千ｋＷｈ			
			連携分	千ｋＷｈ			
			水力	千ｋＷｈ			
			連携分	千ｋＷｈ			
			その他（　　）	千ｋＷｈ			
			連携分	千ｋＷｈ			
		燃料由来	化石由来	千ｋＷｈ		(※)	(※)
			連携分	千ｋＷｈ		(※)	(※)
			非化石由来	千ｋＷｈ		(※)	(※)
			連携分	千ｋＷｈ		(※)	(※)
	その他（　　）			千ｋＷｈ			
	連携分			千ｋＷｈ			
電気小計（原油換算ｋｌ）							
連携分							
電気小計（GJ）							
連携分							
合　計GJ							
連携分							
原油換算ｋｌ						㋑-1	㋑-2
連携分							
前年度原油換算ｋｌ							
連携分							
対前年度比（%）							
連携分							

備考　１　「買電」については、一般送配電事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第９号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。

２　熱量の算出に当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）で定める換算係数を使用すること。

３　（※）に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計及び合計に含めないこと。

1－2．電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度					
			使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量	
			数値	原油換算kl	数値	原油換算kl	数値	原油換算kl
月別	４月	千kWh						
	５月	千kWh						
	６月	千kWh						
	７月	千kWh						
	８月	千kWh						
	９月	千kWh						
	１０月	千kWh						
	１１月	千kWh						
	１２月	千kWh						
	１月	千kWh						
	２月	千kWh						
	３月	千kWh						
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh						
	需給が厳しい時間帯	千kWh						
	その他の時間帯	千kWh						
合計								

備考　1　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

2　原油換算kl欄には、月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1－3．電気の国内認証非化石エネルギー相当量等に係る情報

クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
～		kWh
～		kWh
～		kWh

1－4．電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石割合に係る情報

メニュー名	使　用　量		非化石メニューにおける非化石割合又は非化石証書使用状況
1．	kWh	kl	%
2．	kWh	kl	%
3．	kWh	kl	%

2．貨客輸送連携省エネルギー措置の実績

（1）貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた営業運行距離又は営業運航距離の合計と省エネ効果

（2）貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた営業運行距離又は営業運航距離の算出方法

（3）貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた営業運行距離又は営業運航距離

エネルギーの種類	単位	連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量		連携省エネルギー措置を踏まえた営業運行距離又は営業運航距離
		数値	熱量ＧＪ	数値	熱量ＧＪ	

第２表　輸送用機械器具の概要、使用状況及び導入、改造又は廃棄の状況

器具の名称	器具の概要	使用状況	導入、改造又は廃棄の状況

第３表　個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計及びエネルギーの使用量

１．個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計

	年度	対前年度比（%）
個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計	㋐-1	
個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計（連携省エネルギー措置を踏まえたもの）	㋐-2	

２．エネルギーの使用量

	年度	対前年度比（%）
エネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）	㋑-1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算ｋｌ)	㋑-2	

第４表　エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

１．エネルギー消費原単位

		年度	対前年度比（%）
エネルギー消費原単位	$=\frac{\text{非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（㋑'-1）}}{\text{個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計（㋐-1）}}$		
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位	$=\frac{\text{非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算ｋｌ)（㋑'-2）}}{\text{個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計(連携省エネルギー措置を踏まえたもの)（㋐-2）}}$		

備考　「非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（㋑'-1）」及び「非化石燃料の補正及び連携エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（㋑'-2）」は、㋑-1 又は㋑-2 の非化石燃料に対して、法第５条第１項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じたエネルギー使用量を記入すること。

２．電気需要最適化評価原単位

		年度	対前年度比（%）
電気需要最適化評価原単位	$=\frac{\text{電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算ｋｌ)（㋑'-1'）}}{\text{個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計（㋐-1）}}$		
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位	$=\frac{\text{電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（㋑'-2'）}}{\text{個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計（連携省エネルギー措置を踏まえたもの）（㋐-2）}}$		

備考　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（㋑'-1'）」及び「電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（㋑'-2'）」は、㋑-1 又は㋑-2 の非化石燃料に対して、法第５条第１項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じ、同判断の基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

第５表　過去５年度間のエネルギー消費原単位並びに電気需要最適化評価原単位の変化状況及び非化石エネルギーの使用状況

１．エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間 平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
前年度比（%）		Ⓐ-1	Ⓑ-1	Ⓒ-1	Ⓓ-1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
前年度比（%）		Ⓐ-2	Ⓑ-2	Ⓒ-2	Ⓓ-2	

２．電気需要最適化評価原単位

電気使用量の集計区分			□　月別　□　時間別			
	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間 平均原単位変化
電気需要最適化評価原単位						
前年度比（%）		Ⓐ'-1	Ⓑ'-1	Ⓒ'-1	Ⓓ'-1	
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位						
前年度比（%）		Ⓐ'-2	Ⓑ'-2	Ⓒ'-2	Ⓓ'-2	

３．非化石エネルギーの使用状況

３－１．電気車における非化石電気の使用状況

非化石電気の使用状況					
・□使用電気全体（自家発電を含む。） ・□外部調達電気 に占める非化石電気の割合	年度	年度	年度	年度	年度
	%	%	%	%	%

３－２．非化石エネルギー自動車の使用状況（バス、タクシー）

区分		実績				
		年度	年度	年度	年度	年度
電気自動車	①	台	台	台	台	台
水素自動車 （燃料電池自動車を含む。）	②	台	台	台	台	台
プラグインハイブリッド自動車	③	台	台	台	台	台
専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車の合計	⑤＝①+②+③+④	台	台	台	台	台
旅客輸送に使用する自動車の合計	⑥	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車割合	⑦＝⑤／⑥×100	%	%	%	%	%

３－３．バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車（バス、タクシー）に係る参考情報

燃料の種類 （バイオ燃料又は合成燃料）	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の使用量	台数
	%	kl	台
	%	kl	台

３－４．その他非化石エネルギーの使用状況

備考　１　３－１の非化石電気の割合（使用電気全体（自家発電を含む。）又は外部調達電気）は、記載する項目に■印を付すこと。

２　３－２の「非化石エネルギー自動車」とは、電気自動車、水素自動車（燃料電池自動車を含む。）、プラグインハイブリッド自動車及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいう。「実績」の欄には、それぞれ値を記入すること。

３　３－１は「旅客輸送区分」が１の場合に、３－２及び３－３は「旅客輸送区分」が２又は３の場合に記載すること。

第６表　エネルギー消費原単位若しくは電気需要最適化評価原単位が改善できなかった場合又は非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

１．過去５年度間のエネルギー消費原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は（イ）、又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（ロ）にその理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

２．過去５年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は（ハ）、又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（ニ）にその理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

３．非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

第７表　エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

対象項目				
取組方針の作成とその効果等の把握	取組方針の策定 □ 策定している □ 策定していない	省エネ推進体制・責任者の設置 □ 全ての部門で実施している □ 大半の部門で実施している □ 一部の部門だけ実施している □ 実施していない	責任者による取組の状況（計画の策定、報告等） □ 全てを実施している □ 大半を実施している □ 一部を実施している □ 実施していない	省エネに関する従業員教育実施 □ 実施している □ 実施していない
	省エネ目標の設定・効果測定及び取組の見直し □ 全てを実施している □ 大半を実施している □ 一部を実施している □ 実施していない			
省エネ輸送用機械器具の使用	省エネ輸送用機械器具の導入 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	省エネに資する器具の導入 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない		
省エネ運転・操縦	省エネ運転・操縦 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	効率的な輸送ルートの選択 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	冷暖房効率の向上等 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	
旅客を乗せない走行・航行距離の縮減	回送走行・航行距離等の縮減 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない			
その他	他の事業者等関係者との連携強化 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	効率的な輸送方法の選択の促進 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない		

第８表　その他実施した措置

１．エネルギーの使用の合理化に関する事項

措　置　の　概　要

２．電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措　置　の　概　要

３．非化石エネルギーへの転換に関する事項

措　置　の　概　要

第９表　二酸化炭素の排出に係る事項

１．エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

	年度
燃料の使用に伴う二酸化炭素	t－CO_2
他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素	t－CO_2

備考　１　燃料の使用に伴う二酸化炭素の欄には、燃料（都市ガスを含む。）の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。

２　他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の欄には、次に掲げる⑴の量から、⑵及び⑶の量を控除し、⑷の量を加算した量を記載すること。

⑴　他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

⑵　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの無効化量

⑶　非化石電源二酸化炭素削減相当量

⑷　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの移転量

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の２にも必要事項を記載し、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の３にも必要事項を記載すること。

４　他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量に、備考２⑵又は⑷に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の５及び７にも必要事項を記載し、備考２⑶に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の６及び７にも必要事項を記載すること。

２．エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2／千 m^3		
t－CO_2／千 m^3		
t－CO_2／千 m^3		
t－CO_2／千 m^3		
t－CO_2／千 m^3		
t－CO_2／千 m^3		
t－CO_2／千 m^3		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

３．エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４．地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第９表の２に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第９表の３に記載すること。

５．国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
～		t-CO_2
～		t-CO_2
～		t-CO_2
～		t-CO_2
合　計　量		t-CO_2

備考　１　本表は、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
４　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
５　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
６　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
７　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６．非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
	kWh	t-CO_2/kWh		t-CO_2

備考　１　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
２　全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
３　種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
４　算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
５　本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

７．国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン電力証書	t-CO_2
	②再エネ電力の導入に係るクレジット	t-CO_2
③非化石電源二酸化炭素削減相当量		t-CO_2
④合計		t-CO_2
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO_2
⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO_2

備考　本表の各欄には、それぞれ以下に掲げる量を記載すること。

①　グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量

②　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量

③　非化石電源二酸化炭素削減相当量

④　①～③の量の合計量

⑤　他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量

⑥　⑤のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量

８．権利利益の保護に係る請求の有無

上記１．の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第 27 条第１項に定める「温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思料するとき」の請求に係るものであることの有無（該当するものどちらかに○をすること）

１．有（別添のとおり）　　２．無

９．情報提供の有無

上記１．の報告に関して地球温暖化対策の推進に関する法律第 32 条第１項の規定によるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の増減の状況に関する情報等の提供の有無（該当するものどちらかに○をすること）

１．有（別添のとおり）　　２．無

［備　考］

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。

３　報告書冒頭の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載すること。

４　報告書冒頭の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記載すること。

５　第１表の１－１及び２（３）の使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。

６　第１表の１－１の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。

７　第１表の１－１の「その他のエネルギー」の欄には、上欄にないエネルギーの種類を(　)内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。

８　第１表の１－１及び２（３）のうちＧＪ（ギガジュール）を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をＴＪ（テラジュール）、ＰＪ（ペタジュール）にかえて記入することができる。

９　第１表の１－１及び１－２、第３表の１及び２、第４表の１及び２並びに第９表の１の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表（第１表の１－２及び第９表の１を除く。）の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（第３表の１及び２並びに第４表の１及び２については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比（％）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100\ (\%)$$

10　第２表は、原則として当該輸送用機械器具の年間のエネルギーの消費量の合計が、当該輸送事業者の当該輸送区分に係る総エネルギー使用量の８割を網羅するよう記入すること。

11　第４表の１の「エネルギー消費原単位」とは、個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計の単位当たりのエネルギー消費量をいう。

12　第４表の２の「電気需要最適化評価原単位」とは、電気の需要の最適化に資する措置を評価した電気の使用に係る原単位をいう。

13　第５表（３－３及び３－４を除く。）の上段の欄には、当該年度を含む直近５年間の年度を記入すること。また、同表の１の「エネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄並びに同表の２の「電気需要最適化評価原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。

14　第５表の１及び２の「５年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位の過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下の通り。

（１）エネルギー消費原単位

５年度間平均原単位変化（％）＝$(Ⓐ\times Ⓑ\times Ⓒ\times Ⓓ)^{1/4}$（％）

（２）電気需要最適化評価原単位

５年度間平均原単位変化（％）＝$(Ⓐ'\times Ⓑ'\times Ⓒ'\times Ⓓ')^{1/4}$（％）

15　第６表の１は、「(ロ) の理由」が「(イ) の理由」と同様になる場合には、「(イ) と同じ」と記入してもよい。また、第６表の２は、「(ニ) の理由」が「(ハ) の理由」と同様になる場合には、「(ハ) と同じ」と記入してもよい。

16　第７表は、選択する項目について該当するものに■印を付すこと。

様式第１３（第２０条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

定　期　報　告　書

地方運輸局長　殿

年　　月　　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第136条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

認定管理統括貨客輸送事業者指定番号										
特定排出者番号										
事　業　者　名										
主たる貨客輸送区分	１．鉄道による貨物の輸送 ２．事業用貨物自動車による貨物の輸送 ３．自家用貨物自動車による貨物の輸送 ４．船舶による貨物の輸送 ５．鉄道による旅客の輸送 ６．乗合自動車による旅客の輸送 ７．乗用自動車（乗合自動車を除く。）による旅客の輸送 ８．船舶による旅客の輸送									
主たる事務所の所在地	〒 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） e-mail（　　）									

第１表　エネルギーの使用量

１－１．貨物輸送によるエネルギーの使用量

エネルギーの種類		単位	使用量			
			年度		エネルギー使用量 熱量 GJ	連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量 熱量 GJ
			エネルギー使用量	連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量		
化石燃料	揮発油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	ジェット燃料油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	軽油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	Ａ重油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	Ｂ・Ｃ重油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	液化石油ガス（ＬＰＧ）	ｔ				
	連携分	ｔ				
	液化天然ガス（ＬＮＧ）	ｔ				
	連携分	ｔ				
	石炭（　　）	ｔ				
	連携分	ｔ				
	都市ガス（ＣＮＧを含む。）	千ｍ３				
	連携分	千ｍ３				
	その他（　　）					
	連携分					
化石燃料小計（原油換算ｋｌ）						
連携分						
化石燃料小計（ＧＪ）						
連携分						
非化石燃料	バイオエタノール	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	バイオディーゼル	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	SAF	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	水素	ｔ				
	連携分	ｔ				
	アンモニア	ｔ				
	連携分	ｔ				
	その他（　　）	（　）				
	連携分	（　）				
非化石燃料小計（原油換算ｋｌ）						
連携分						
非化石燃料小計（ＧＪ）						
連携分						

電気	買電	化石由来	電気事業者からの買電	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
			その他（上記以外の買電）	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
		非化石由来	電気事業者からの買電	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
			その他（上記以外の買電）	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
	自家発電	非燃料由来	太陽光	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
			風力	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
			地熱	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
			水力	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
			その他（　　）	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
		燃料由来	化石由来	千ｋＷｈ			(※)	(※)
			連携分	千ｋＷｈ				(※)
			非化石由来	千ｋＷｈ			(※)	(※)
			連携分	千ｋＷｈ				(※)
	その他（　　）			千ｋＷｈ				
	連携分			千ｋＷｈ				
電気小計（原油換算ｋｌ）								
連携分								
電気小計（ＧＪ）								
連携分								
合　計ＧＪ								
連携分								
原油換算ｋｌ							㋑-1	㋑-2
連携分								
前年度原油換算ｋｌ								
連携分								
対前年度比（%）								
連携分								

備考　１　「買電」については、一般送配電事業者（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第２条第１項第９号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。

２　熱量の算出に当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）で定める換算係数を使用すること。

３　（※）に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量 8.64 ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計及び合計に含めないこと。

１―２．貨物輸送による電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度					
			使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量	
			数値	原油換算kl	数値	原油換算kl	数値	原油換算kl
月別	４月	千kWh						
	５月	千kWh						
	６月	千kWh						
	７月	千kWh						
	８月	千kWh						
	９月	千kWh						
	１０月	千kWh						
	１１月	千kWh						
	１２月	千kWh						
	１月	千kWh						
	２月	千kWh						
	３月	千kWh						
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh						
	需給が厳しい時間帯	千kWh						
	その他の時間帯	千kWh						
合計								

備考　１　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30 分単位又は 60 分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

２　原油換算 kl 欄には、月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

１－３．貨物輸送における電気の国内認証非化石エネルギー相当量等に係る情報

クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
～		kWh
～		kWh
～		kWh

１－４．貨物輸送における電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石エネルギー割合に係る情報

メニュー名	使　用　量		非化石メニューにおける非化石割合又は非化石証書使用状況
１．	kWh	kl	%
２．	kWh	kl	%
３．	kWh	kl	%

２－１．旅客輸送によるエネルギーの使用量

エネルギーの種類		単位	使用量			
			年度		エネルギー使用量熱量GJ	連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量熱量GJ
			エネルギー使用量	連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量		
化石燃料	揮発油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	ジェット燃料油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	軽油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	Ａ重油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	Ｂ・Ｃ重油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	液化石油ガス（ＬＰＧ）	ｔ				
	連携分	ｔ				
	液化天然ガス（ＬＮＧ）	ｔ				
	連携分	ｔ				
	石炭（　　）	ｔ				
	連携分	ｔ				
	都市ガス（ＣＮＧを含む。）	千ｍ３				
	連携分	千ｍ３				
	その他（　　）					
	連携分					
化石燃料小計（原油換算ｋｌ）						
連携分						
化石燃料小計（GJ）						
連携分						
非化石燃料	バイオエタノール	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	バイオディーゼル	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	SAF	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	水素	ｔ				
	連携分	ｔ				
	アンモニア	ｔ				
	連携分	ｔ				
	その他（　　）	（　）				
	連携分	（　）				
非化石燃料小計（原油換算ｋｌ）						
連携分						
非化石燃料小計（GJ）						
連携分						

電気	買電	化石由来	電気事業者からの買電	千ｋＷｈ			
			連携分	千ｋＷｈ			
			その他（上記以外の買電）	千ｋＷｈ			
			連携分	千ｋＷｈ			
		非化石由来	電気事業者からの買電	千ｋＷｈ			
			連携分	千ｋＷｈ			
			その他（上記以外の買電）	千ｋＷｈ			
			連携分	千ｋＷｈ			
	自家発電	非燃料由来	太陽光	千ｋＷｈ			
			連携分	千ｋＷｈ			
			風力	千ｋＷｈ			
			連携分	千ｋＷｈ			
			地熱	千ｋＷｈ			
			連携分	千ｋＷｈ			
			水力	千ｋＷｈ			
			連携分	千ｋＷｈ			
			その他（　　）	千ｋＷｈ			
			連携分	千ｋＷｈ			
		燃料由来	化石由来	千ｋＷｈ		（※）	（※）
			連携分	千ｋＷｈ		（※）	（※）
			非化石由来	千ｋＷｈ		（※）	（※）
			連携分	千ｋＷｈ		（※）	（※）
	その他（　　）			千ｋＷｈ		（※）	（※）
	連携分			千ｋＷｈ		（※）	（※）
電気小計（原油換算ｋｌ）							
連携分							
電気小計（GJ）							
連携分							
合　計GJ							
連携分							
原油換算ｋｌ						㋣-1	㋤-2
連携分							
前年度原油換算ｋｌ							
連携分							
対前年度比（%）							
連携分							

備考　１　「買電」については、一般送配電事業者（電気事業法第２条第１項第９号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。

２　熱量の算出に当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則で定める換算係数を使用すること。

３　（※）に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計及び合計に含めないこと。

２―２．旅客輸送による電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度					
			使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量	
			数値	原油換算kl	数値	原油換算kl	数値	原油換算kl
月別	４月	千kWh						
	５月	千kWh						
	６月	千kWh						
	７月	千kWh						
	８月	千kWh						
	９月	千kWh						
	１０月	千kWh						
	１１月	千kWh						
	１２月	千kWh						
	１月	千kWh						
	２月	千kWh						
	３月	千kWh						
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh						
	需給が厳しい時間帯	千kWh						
	その他の時間帯	千kWh						
合計								

備考　１　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

２　原油換算kl欄には、月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

２－３．旅客輸送における電気の国内認証非化石エネルギー相当量等に係る情報

クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
～		kWh
～		kWh
～		kWh

２－４．旅客輸送における電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石エネルギー割合に係る情報

メニュー名	使　用　量		非化石メニューにおける非化石割合又は非化石証書使用状況
１．	kWh	kl	%
２．	kWh	kl	%
３．	kWh	kl	%

３．貨客輸送連携省エネルギー措置の実績

（１）貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた輸送量、営業運行距離又は営業運航距離の合計と省エネ効果

（２）貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた輸送量、営業運行距離又は営業運航距離の算出方法

（３）貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた輸送量、営業運行距離又は営業運航距離

エネルギーの種類	単位	連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量		連携省エネルギー措置を踏まえた輸送量、営業運行距離又は営業運航距離
		数値	熱量ＧＪ	数値	熱量ＧＪ	

第２表　輸送用機械器具の概要、使用状況及び導入、改造又は廃棄の状況

器具の名称	器具の概要	使用状況	導入、改造又は廃棄の状況

第３表　貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量及び個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計並びにエネルギーの使用量

１．貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量

	年度	対前年度比（%）
貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量	㋐-1	
貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量（連携省エネルギー措置を踏まえたもの）	㋐-2	

２．個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計

	年度	対前年度比（%）
個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計	㋒-1	
個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計（連携省エネルギー措置を踏まえたもの）	㋒-2	

３．貨物輸送によるエネルギーの使用量

	年度	対前年度比（%）
エネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）	㋑-1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算ｋｌ)	㋑-2	

４．旅客輸送によるエネルギーの使用量

	年度	対前年度比（%）
エネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）	㋓-1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算ｋｌ)	㋓-2	

第４表　エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

１．貨物輸送によるエネルギー消費原単位

		年度	対前年度比（%）
エネルギー消費原単位	$=\frac{\text{非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（㋑'-1）}}{\text{貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量（㋐-1）}}$		
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位	$=\frac{\text{非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算ｋｌ)（㋑'-2）}}{\text{貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量（連携省エネルギー措置を踏まえたもの）（㋐-2）}}$		

備考　「非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（㋑'-1）」及び「非化石燃料の補正及び連携エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（㋑'-2）」は、㋑-1 又は㋑-2 の非化石燃料に対して、法第５条第１項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じたエネルギー使用量を記入すること。

２．旅客輸送によるエネルギー消費原単位

		年度	対前年度比（%）
エネルギー消費原単位	$=\frac{\text{非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（㋓'-1）}}{\text{個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計（㋒-1）}}$		
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位	$=\frac{\text{非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算ｋｌ)（㋓'-2）}}{\text{個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計(連携省エネルギー措置を踏まえたもの)（㋒-2）}}$		

備考　「非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（㋓'-1）」及び「非化石燃料の補正及び連携エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（㋓'-2）」は、㋓-1 又は㋓-2 の非化石燃料に対して、法第５条第１項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じたエネルギー使用量を記入すること。

第三種郵便物認可　明治二十三年三月三十一日

３．貨物輸送による電気需要最適化評価原単位

	年度	対前年度比（%）
電気需要最適化評価原単位 ＝ 電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算ｋｌ)（㋑'-1'）／貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量（㋐-1）		
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位 ＝ 電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（㋑'-2'）／貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量（連携省エネルギー措置を踏まえたもの）（㋐-2）		

備考　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（㋑'-1'）」及び「電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（㋑'-2'）」は、㋑-1 又は㋑-2 の非化石燃料に対して、法第５条第１項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じ、同判断の基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

４．旅客輸送による電気需要最適化評価原単位

	年度	対前年度比（%）
電気需要最適化評価原単位 ＝ 電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算ｋｌ)（㋓'-1'）／個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計（㋐-1）		
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位 ＝ 電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（㋓'-2'）／個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計（連携省エネルギー措置を踏まえたもの）（㋐-2）		

備考　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（㋓'-1'）」及び「電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（㋓'-2'）」は、㋓-1 又は㋓-2 の非化石燃料に対して、法第５条第１項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じ、同判断の基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

第５表　過去５年度間のエネルギー消費原単位並びに電気需要最適化評価原単位の変化状況及び非化石エネルギーの使用状況

１．貨物輸送によるエネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
前年度比（%）		Ⓐ-1	Ⓑ-1	Ⓒ-1	Ⓓ-1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
前年度比（%）		Ⓐ-2	Ⓑ-2	Ⓒ-2	Ⓓ-2	

２．旅客輸送によるエネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
前年度比（%）		Ⓐ-3	Ⓑ-3	Ⓒ-3	Ⓓ-3	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
前年度比（%）		Ⓐ-4	Ⓑ-4	Ⓒ-4	Ⓓ-4	

３．貨物輸送による電気需要最適化評価原単位

電気使用量の集計区分			□　月別　□　時間別			
	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
電気需要最適化評価原単位						
前年度比（%）		Ⓐ'-1	Ⓑ'-1	Ⓒ'-1	Ⓓ'-1	
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位						
前年度比（%）		Ⓐ'-2	Ⓑ'-2	Ⓒ'-2	Ⓓ'-2	

４．旅客輸送による電気需要最適化評価原単位

電気使用量の集計区分		□　月別　□　時間別					
		年度	年度	年度	年度	年度	５年度間 平均原単位変化
電気需要最適化評価原単位							
	前年度比（%）		Ⓐ’-3	Ⓑ’-3	Ⓒ’-3	Ⓓ’-3	
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位							
	前年度比（%）		Ⓐ’-4	Ⓑ’-4	Ⓒ’-4	Ⓓ’-4	

５．非化石エネルギーの使用状況

５－１．貨物輸送に係る電気車における非化石電気の使用状況

非化石電気の使用状況						
・□使用電気全体（自家発電を含む。） ・□外部調達電気 に占める非化石電気の割合	年度	年度	年度	年度	年度
	%	%	%	%	%

５－２．非化石エネルギー自動車の使用状況（車両総重量８トン以下の貨物自動車）

区分		実績				
		年度	年度	年度	年度	年度
電気自動車	①	台	台	台	台	台
水素自動車 （燃料電池自動車を含む。）	②	台	台	台	台	台
プラグインハイブリッド 自動車	③	台	台	台	台	台
専らバイオ燃料・合成燃料 を使用する自動車	④	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車の 合計	⑤＝①+②+③+④	台	台	台	台	台
貨物輸送に使用する 自動車の合計	⑥	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車の 割合	⑦＝⑤／⑥×100	%	%	%	%	%

５－３．バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車（車両総重量８トン以下の貨物自動車）に係る参考情報

燃料の種類 （バイオ燃料又は合成燃料）	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の 使用量	台数
	%	kl	台
	%	kl	台

５－４．旅客輸送に係る電気車における非化石電気の使用状況

非化石電気の使用状況					
・□使用電気全体（自家発電を含む。） ・□外部調達電気 に占める非化石電気の割合	年度	年度	年度	年度	年度
	%	%	%	%	%

５－５．非化石エネルギー自動車の使用状況（バス、タクシー）

区分		実績				
		年度	年度	年度	年度	年度
電気自動車	①	台	台	台	台	台
水素自動車 （燃料電池自動車を含む。）	②	台	台	台	台	台
プラグインハイブリッド 自動車	③	台	台	台	台	台
専らバイオ燃料・合成燃料 を使用する自動車	④	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車の 合計	⑤＝①+②+③+④	台	台	台	台	台
旅客輸送に使用する 自動車の合計	⑥	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車の 割合	⑦＝⑤／⑥×100	%	%	%	%	%

５－６．バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車（バス、タクシー）に係る参考情報

燃料の種類 （バイオ燃料又は合成燃料）	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の 使用量	台数
	%	kl	台
	%	kl	台

５－７．その他非化石エネルギーの使用状況

備考　１　５－１及び５－４の非化石電気の割合（使用電気全体（自家発電を含む。）又は外部調達電気）は、記載する項目に■印を付すこと。

２　５－２及び５－５の「非化石エネルギー自動車」とは、電気自動車、水素自動車（燃料電池自動車を含む。）、プラグインハイブリッド自動車及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいう。「実績」の欄には、それぞれ値を記入すること。

３　５－１は「貨客輸送区分」が１の場合に、５－２及び５－３は「貨客輸送区分」が２又は３の場合に、５－４は「貨客輸送区分」が５の場合に、５－５及び５－６は「貨客輸送区分」が６又は７の場合に記載すること。

第６表　エネルギー消費原単位若しくは電気需要最適化評価原単位が改善できなかった場合又は非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

１．過去５年度間の貨物輸送によるエネルギー消費原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は（イ）、又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（ロ）にその理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

２．過去５年度間の旅客輸送によるエネルギー消費原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は（ハ）、又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（ニ）にその理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

３．過去５年度間の貨物輸送に係る電気需要最適化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は（ホ）、又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（ヘ）にその理由

（ホ）の理由
（ヘ）の理由

備考　（ホ）及び（ヘ）共に該当する場合、双方記載すること。

４．過去５年度間の旅客輸送に係る電気需要最適化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は（ト）、又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（チ）にその理由

（ト）の理由
（チ）の理由

備考　（ト）及び（チ）共に該当する場合、双方記載すること。

５．貨物輸送に係る非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

６．旅客輸送に係る非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

第７表　エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

１．貨物輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準の遵守状況

対象項目				
取組方針の作成とその効果等の把握	取組方針の策定 □ 策定している □ 策定していない	省エネ推進体制・責任者の設置 □ 全ての部門で実施している □ 大半の部門で実施している □ 一部の部門だけ実施している □ 実施していない	責任者による取組の状況（計画の策定、報告等） □ 全てを実施している □ 大半を実施している □ 一部を実施している □ 実施していない	省エネに関する従業員教育実施 □ 実施している □ 実施していない
	省エネ目標の設定・効果測定及び取組の見直し □ 全てを実施している □ 大半を実施している □ 一部を実施している □ 実施していない			
省エネ輸送用機械器具の使用	省エネ輸送用機械器具の導入 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	省エネに資する器具の導入 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない		
省エネ運転・操縦	省エネ運転・操縦 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	効率的な輸送ルートの選択 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	冷凍機効率の向上 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	
輸送能力の高い輸送用機械器具の使用	輸送用機械器具の大型化 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない			
輸送能力の効率的な活用	積載率の向上 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	貨物量に応じた輸送能力の適正化 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	空荷走行・航行距離等の縮減 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	
その他	荷主等の関係者との連携強化 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	効率的な輸送方法の選択の促進 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	物流拠点の整備 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	

２．旅客輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準の遵守状況

対象項目				
取組方針の作成とその効果等の把握	取組方針の策定 □ 策定している □ 策定していない	省エネ推進体制・責任者の設置 □ 全ての部門で実施している □ 大半の部門で実施している □ 一部の部門だけ実施している □ 実施していない	責任者による取組の状況（計画の策定、報告等） □ 全てを実施している □ 大半を実施している □ 一部を実施している □ 実施していない	省エネに関する従業員教育実施 □ 実施している □ 実施していない
	省エネ目標の設定・効果測定及び取組の見直し □ 全てを実施している □ 大半を実施している □ 一部を実施している □ 実施していない			
省エネ輸送用機械器具の使用	省エネ輸送用機械器具の導入 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	省エネに資する器具の導入 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない		
省エネ運転・操縦	省エネ運転・操縦 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	効率的な輸送ルートの選択 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	冷暖房効率の向上等 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	
旅客を乗せない走行・航行距離の縮減	回送走行・航行距離等の縮減 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない			
その他	他の事業者等関係者との連携強化 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	効率的な輸送方法の選択の促進 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない		

第８表　その他実施した措置

１．エネルギーの使用の合理化に関する事項

措　置　の　概　要

２．電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措　置　の　概　要

３．非化石エネルギーへの転換に関する事項

措　置　の　概　要

第９表　二酸化炭素の排出に係る事項

１．エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

	年度
燃料の使用に伴う二酸化炭素	t－CO_2
他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素	t－CO_2

備考　１　燃料の使用に伴う二酸化炭素の欄には、燃料（都市ガスを含む。）の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。

２　他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の欄には、次に掲げる⑴の量から、⑵及び⑶の量を控除し、⑷の量を加算した量を記載すること。

⑴　他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

⑵　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの無効化量

⑶　非化石電源二酸化炭素削減相当量

⑷　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの移転量

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の２にも必要事項を記載し、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の３にも必要事項を記載すること。

４　他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量に、備考２⑵又は⑷に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の５及び７にも必要事項を記載し、備考２⑶に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の６及び７にも必要事項を記載すること。

２．エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2／千 m^3		
t－CO_2／千 m^3		
t－CO_2／千 m^3		
t－CO_2／千 m^3		
t－CO_2／千 m^3		
t－CO_2／千 m^3		
t－CO_2／千 m^3		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

３．エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４．地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第９表の２に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第９表の３に記載すること。

５．国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
～		t-CO_2
～		t-CO_2
～		t-CO_2
～		t-CO_2
合　計　量		t-CO_2

備考　１　本表は、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
４　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
５　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
６　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
７　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６．非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
	kWh	t-CO_2/kWh		t-CO_2

備考　１　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
２　全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
３　種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
４　算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
５　本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

7．国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン電力証書	$t\text{-}CO_2$
	②再エネ電力の導入に係るクレジット	$t\text{-}CO_2$
③非化石電源二酸化炭素削減相当量		$t\text{-}CO_2$
④合計		$t\text{-}CO_2$
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t\text{-}CO_2$
⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t\text{-}CO_2$

備考　本表の各欄には、それぞれ以下に掲げる量を記載すること。

①　グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量

②　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量

③　非化石電源二酸化炭素削減相当量

④　①～③の量の合計量

⑤　他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量

⑥　⑤のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量

貨客輸送事業者認定総括表　認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者において、輸送能力の合計が令第１５条第２項に定める数値以上の貨客輸送事業者の一覧

１．認定管理統括貨客輸送事業者

認定管理統括貨客輸送事業者指定番号	認定管理統括貨客輸送事業者の名称

２．管理関係貨客輸送事業者

管理関係貨客輸送事業者指定番号	管理関係貨客輸送事業者の名称

貨客輸送事業者認定第１表　認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者の名称等

認定管理統括貨客輸送事業者指定番号又は管理関係貨客輸送事業者指定番号										
特定排出者番号										
事　業　者　名										
主たる貨客輸送区分	１．鉄道による貨物の輸送 ２．事業用貨物自動車による貨物の輸送 ３．自家用貨物自動車による貨物の輸送 ４．船舶による貨物の輸送 ５．鉄道による旅客の輸送 ６．乗合自動車による旅客の輸送 ７．乗用自動車（乗合自動車を除く。）による旅客の輸送 ８．船舶による旅客の輸送									
代表者の役職名										
代表者の氏名										
主たる事務所の所在地	〒 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） e-mail（　　）									

貨客輸送事業者認定第２表　エネルギーの使用量

エネルギーの種類				単位	使用量	
					年度	熱量GJ
化石燃料			揮発油	ｋｌ		
			ジェット燃料油	ｋｌ		
			軽油	ｋｌ		
			Ａ重油	ｋｌ		
			Ｂ・Ｃ重油	ｋｌ		
			液化石油ガス（ＬＰＧ）	ｔ		
			液化天然ガス（ＬＮＧ）	ｔ		
			石炭（　　）	ｔ		
			都市ガス（ＣＮＧを含む。）	千ｍ３		
			その他（　　）			
化石燃料小計（原油換算ｋｌ）						
化石燃料小計（GJ）						
非化石燃料			バイオエタノール	ｋｌ		
			バイオディーゼル	ｋｌ		
			SAF	ｋｌ		
			水素	ｔ		
			アンモニア	ｔ		
			その他（　　）	（　）		
非化石燃料小計（原油換算ｋｌ）						
非化石燃料小計（GJ）						
電気	買電	化石由来	電気事業者からの買電	千ｋＷｈ		
			その他（上記以外の買電）	千ｋＷｈ		
		非化石由来	電気事業者からの買電	千ｋＷｈ		
			その他（上記以外の買電）	千ｋＷｈ		
	自家発電	非燃料由来	太陽光	千ｋＷｈ		
			風力	千ｋＷｈ		
			地熱	千ｋＷｈ		
			水力	千ｋＷｈ		
			その他（　　）	千ｋＷｈ		
		燃料由来	化石由来	千ｋＷｈ		
			非化石由来	千ｋＷｈ		
	その他（　　）			千ｋＷｈ		
電気小計（原油換算ｋｌ）						
電気小計（GJ）						
合　計GJ						
原油換算ｋｌ						
前年度原油換算ｋｌ						
対前年度比（%）						

備考　１　「買電」については、一般送配電事業者（電気事業法第２条第１項第９号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。

２　熱量の算出に当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則で定める換算係数を使用すること。

３　（※）に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計及び合計に含めないこと。

貨客輸送事業者認定第３表　二酸化炭素の排出に係る事項

１．エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

	年度
燃料の使用に伴う二酸化炭素	t－CO_2
他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素	t－CO_2

備考　１　燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、燃料（都市ガスを含む。）の使用に伴う二酸化炭素の排出量を記載すること。

２　他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の欄には、次に掲げる⑴の量から、⑵及び⑶の量を控除し、⑷の量を加算した量を記載すること。

⑴　他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

⑵　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの無効化量

⑶　非化石電源二酸化炭素削減相当量

⑷　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの移転量

３　エネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の２にも必要事項を記載し、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の３にも必要事項を記載すること。

４　他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量に、備考２⑵又は⑷に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の５及び７にも必要事項を記載し、備考２⑶に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の６及び７にも必要事項を記載すること。

２．エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

３．エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４．地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第９表の２に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第９表の３に記載すること。

５．国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
～		t-CO_2
～		t-CO_2
～		t-CO_2
～		t-CO_2
合　計　量		t-CO_2

備考　１　本表は、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
４　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
５　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
６　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
７　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６．非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
	kWh	t-CO_2/kWh		t-CO_2

備考　１　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
２　全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
３　種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
４　算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
５　本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

７．国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン電力証書	t-CO_2
	②再エネ電力の導入に係るクレジット	t-CO_2
③非化石電源二酸化炭素削減相当量		t-CO_2
④合計		t-CO_2
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO_2
⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO_2

備考　本表の各欄には、それぞれ以下に掲げる量を記載すること。
①　グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量
②　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
③　非化石電源二酸化炭素削減相当量
④　①～③の量の合計量
⑤　他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
⑥　⑤のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量

８．権利利益の保護に係る請求の有無

上記１．の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第２７条第１項に定める「温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思料するとき」の請求に係るものであることの有無（該当するものどちらかに○をすること）

１．有（別添のとおり）　　２．無

９．情報提供の有無

上記１．の報告に関して地球温暖化対策の推進に関する法律第３２条第１項の規定によるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の増減の状況に関する情報等の提供の有無（該当するものどちらかに○をすること）

１．有（別添のとおり）　　２．無

［備　考］

1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2　報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。

3　報告書冒頭の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載すること。

4　報告書冒頭の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記載すること。

5　第１表の１－１、２－１及び３（３）の使用量の欄には、報告対象となる全ての輸送区分について、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。

6　第１表の１－１及び２－１の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。

7　第１表の１－１及び２－１の「その他のエネルギー」の欄には、上欄にないエネルギーの種類を(　)内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。

8　第１表の１－１、２－１及び３（３）のうちＧＪ（ギガジュール）を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をＴＪ（テラジュール）、ＰＪ（ペタジュール）にかえて記入することができる。

9　第１表の１－１、１－２、２－１及び２－２、第３表の１、２、３及び４、第４表の１、２、３及び４並びに第９表の１の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表（第１表の１－２及び２－２並びに第９表の１を除く。）の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（第３表の１、２、３及び４並びに第４表の１、２、３及び４については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比（％）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100\ (\%)$$

10　第２表は、原則として当該輸送用機械器具の年間のエネルギーの消費量の合計が、当該輸送事業者の当該輸送区分に係る総エネルギー使用量の８割を網羅するよう記入すること。

11　第４表の１及び２の「エネルギー消費原単位」とは、貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量及び個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計の単位当たりのエネルギー消費量をいう。

12　第４表の３及び４の「電気需要最適化評価原単位」とは、電気の需要の最適化に資する措置を評価した電気の使用に係る原単位をいう。

13　第５表（５－３、５－６及び５－７を除く。）の上段の欄には、当該年度を含む直近５年間の年度を記入すること。また、同表の１及び２の「エネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄並びに同表の３及び４の「電気需要最適化評価原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。

14　第５表の１から第５表の４の「５年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位の過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下の通り。

（１）エネルギー消費原単位

５年度間平均原単位変化（％）＝$(Ⓐ\times Ⓑ\times Ⓒ\times Ⓓ)^{1/4}$（％）

（２）電気需要最適化評価原単位

５年度間平均原単位変化（％）＝$(Ⓐ'\times Ⓑ'\times Ⓒ'\times Ⓓ')^{1/4}$（％）

15　第６表の１は、「(ロ）の理由」が「(イ）の理由」と同様になる場合には、「(イ）と同じ」と記入してもよい。第６表の２は、「(ニ）の理由」が「(ハ）の理由」と同様になる場合には、「(ハ）と同じ」と記入してもよい。第６表の３は、「(ヘ）の理由」が「(ホ）の理由」と同様になる場合には、「(ホ）と同じ」と記入してもよい。また、第６表の４は、「(チ）の理由」が「(ト）の理由」と同様になる場合には、「(ト）と同じ」と記入してもよい。

16　第７表は、選択する項目について該当するものに■印を付すこと。

17　貨客輸送事業者認定第１表から第３表は、貨客輸送事業者認定総括表に記載された事業者の数だけ作成すること。

18　貨客輸送事業者認定第１表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載すること。

19　貨客輸送事業者認定第１表の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記載すること。

20　貨客輸送事業者認定第２表の使用量の欄には、報告対象となる全ての輸送区分について、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。

様式第２５（第３２条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

定　期　報　告　書

国土交通大臣　殿

年　　月　　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第145条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

特定輸送事業者指定番号										
特定排出者番号										
事　業　者　名										
主たる事務所の所在地	〒 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） e-mail（　　）									

第１表　エネルギーの使用量

１．エネルギー使用量

エネルギーの種類				単位	使用量 年度	使用量 熱量GJ
化石燃料	揮発油			ｋｌ		
	ジェット燃料油			ｋｌ		
	軽油			ｋｌ		
	Ａ重油			ｋｌ		
	Ｂ・Ｃ重油			ｋｌ		
	液化石油ガス（ＬＰＧ）			ｔ		
	液化天然ガス（ＬＮＧ）			ｔ		
	石炭（　　）			ｔ		
	都市ガス（ＣＮＧを含む。）			千ｍ３		
	その他（　　）					
化石燃料小計（原油換算ｋｌ）						
化石燃料小計（GJ）						
非化石燃料	バイオエタノール			ｋｌ		
	バイオディーゼル			ｋｌ		
	SAF			ｋｌ		
	水素			ｔ		
	アンモニア			ｔ		
	その他（　　）			（　）		
非化石燃料小計（原油換算ｋｌ）						
非化石燃料小計（GJ）						
電気	買電	化石由来	電気事業者からの買電	千ｋＷｈ		
			その他（上記以外の買電）	千ｋＷｈ		
		非化石由来	電気事業者からの買電	千ｋＷｈ		
			その他（上記以外の買電）	千ｋＷｈ		
	自家発電	非燃料由来	太陽光	千ｋＷｈ		
			風力	千ｋＷｈ		
			地熱	千ｋＷｈ		
			水力	千ｋＷｈ		
			その他（　　）	千ｋＷｈ		
		燃料由来	化石由来	千ｋＷｈ		（※）
			非化石由来	千ｋＷｈ		（※）
	その他（　　）			千ｋＷｈ		
電気小計（原油換算ｋｌ）				千ｋＷｈ		
電気小計（GJ）				千ｋＷｈ		
合　計GJ						
原油換算ｋｌ						
前年度原油換算ｋｌ						
対前年度比（%）						

備考　１　「買電」については、一般送配電事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第９号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。

２　熱量の算出に当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）で定める換算係数を使用すること。

３　（※）に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計及び合計に含めないこと。

２．電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度					
			使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量	
			数値	原油換算kl	数値	原油換算kl	数値	原油換算kl
月別	４月	千kWh						
	５月	千kWh						
	６月	千kWh						
	７月	千kWh						
	８月	千kWh						
	９月	千kWh						
	１０月	千kWh						
	１１月	千kWh						
	１２月	千kWh						
	１月	千kWh						
	２月	千kWh						
	３月	千kWh						
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh						
	需給が厳しい時間帯	千kWh						
	その他の時間帯	千kWh						
合計								

備考　１　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

２　原油換算kl欄には、月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

３．電気の国内認証非化石エネルギー相当量等に係る情報

クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
～		kWh
～		kWh
～		kWh

４．電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石割合に係る情報

メニュー名	使　用　量		非化石メニューにおける非化石割合又は非化石証書使用状況
１．	kWh	kl	%
２．	kWh	kl	%
３．	kWh	kl	%

第２表　輸送用機械器具の概要、使用状況及び導入、改造又は廃棄の状況

器具の名称	器具の概要	使用状況	導入、改造又は廃棄の状況

第３表　輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量及びエネルギーの使用量

１．輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量

	年度	対前年度比（%）
輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量	㋐	

２．エネルギーの使用量

	年度	対前年度比（%）
エネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）	㋑	

第４表　エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

１．エネルギー消費原単位

	年度	対前年度比（%）
エネルギー消費原単位 ＝ 非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（㋑'） ／ 輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量（㋐）		

備考　「非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（㋑'）」は、㋑の非化石燃料に対して、法第５条第１項に規定する判断の基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

２．電気需要最適化評価原単位

	年度	対前年度比（%）
電気需要最適化評価原単位 ＝ 電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算ｋｌ）（㋑'-1） ／ 輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量（㋐）		

備考　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（㋑'-1）」は、㋑の非化石燃料に対して、法第５条第１項に規定する判断の基準で定める補正係数を乗じ、同判断の基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

第５表　過去５年度間のエネルギー消費原単位並びに電気需要最適化評価原単位の変化状況及び非化石エネルギーの使用状況

１．エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
前年度比（%）		Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	

２．電気需要最適化評価原単位

電気使用量の集計区分			□　月別	□　時間別		
	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
電気需要最適化評価原単位						
前年度比（%）		Ⓐ'	Ⓑ'	Ⓒ'	Ⓓ'	

３．非化石エネルギーの使用状況

３－１．非化石エネルギーの使用状況

使用燃料全体に占めるＳＡＦの使用状況				
年度	年度	年度	年度	年度
%	%	%	%	%

３－２．その他非化石エネルギーの使用状況

第６表　エネルギー消費原単位若しくは電気需要最適化評価原単位が改善できなかった場合又は非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

１．過去５年度間のエネルギー消費原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は（イ）、又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（ロ）にその理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

２．過去５年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は（ハ）、又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（ニ）にその理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

３．非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

第７表　エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

対象項目				
取組方針の作成とその効果等の把握	取組方針の策定 □ 策定している □ 策定していない	省エネ推進体制・責任者の設置 □ 全ての部門で実施している □ 大半の部門で実施している □ 一部の部門だけ実施している □ 実施していない	責任者による取組の状況（計画の策定、報告等） □ 全てを実施している □ 大半を実施している □ 一部を実施している □ 実施していない	省エネに関する従業員教育実施 □ 実施している □ 実施していない
	省エネ目標の設定・効果測定及び取組の見直し □ 全てを実施している □ 大半を実施している □ 一部を実施している □ 実施していない			
省エネ輸送用機械器具の使用	省エネ航空機の導入 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	省エネに資する器具の導入 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない		
省エネ運転・操縦	省エネ運転・操縦 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	搭載物の改善 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	地上運用における省エネ □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	
輸送能力の高い輸送用機械器具の使用	輸送用機械器具の最適化 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない			
輸送能力の効率的な活用	積載率の向上 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	回送航行距離の縮減 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない		
その他	他の事業者等関係者との連携強化 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない			

第８表　その他実施した措置

１．エネルギーの使用の合理化に関する事項

措　置　の　概　要

２．電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措　置　の　概　要

３．非化石エネルギーへの転換に関する事項

措　置　の　概　要

第９表　二酸化炭素の排出に係る事項

１．エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

	年度
燃料の使用に伴う二酸化炭素	t－CO_2

備考　１　燃料の使用に伴う二酸化炭素の欄には、燃料（都市ガスを含む。）の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。

２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の２にも必要事項を記載すること。

２．エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

３．地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第９表の２に記載すること。

４．権利利益の保護に係る請求の有無

上記１．の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項に定める「温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思料するとき」の請求に係るものであることの有無（該当するものどちらかに○をすること）

１．有（別添のとおり）　　２．無

５．情報提供の有無

上記１．の報告に関して地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第１項の規定によるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の増減の状況に関する情報等の提供の有無（該当するものどちらかに○をすること）

１．有（別添のとおり）　　２．無

［備　考］

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。

３　報告書冒頭の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載すること。

４　報告書冒頭の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記載すること。

５　第１表の１の使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。

６　第１表の１の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。

７　第１表の１の「その他のエネルギー」の欄には、上欄にないエネルギーの種類を(　)内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。

８　第１表の１のうちＧＪ（ギガジュール）を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をＴＪ（テラジュール）、ＰＪ（ペタジュール）にかえて記入することができる。

９　第１表の１及び２、第３表の１及び２、第４表の１及び２並びに第９表の１の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表（第１表の２及び第９表の１を除く。）の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（第３表の１及び２並びに第４表の１及び２については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比（％）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100\ (\%)$$

10　第２表は、原則として当該輸送用機械器具の年間のエネルギーの消費量の合計が、当該輸送事業者の当該輸送区分に係る総エネルギー使用量の８割を網羅するよう記入すること。

11　第４表の１の「エネルギー消費原単位」とは、輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量の単位当たりのエネルギー消費量をいう。

12　第４表の２の「電気需要最適化評価原単位」とは、電気の需要の最適化に資する措置を評価した電気の使用に係る原単位をいう。

13　第５表（３－２を除く。）の上段の欄には、当該年度を含む直近５年間の年度を記入すること。また、同表の１の「エネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄並びに同表の２の「電気需要最適化評価原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。

14　第５表の１及び２の「５年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位の過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下の通り。

（１）エネルギー消費原単位

５年度間平均原単位変化（％）＝$(Ⓐ\times Ⓑ\times Ⓒ\times Ⓓ)^{1/4}$（％）

（２）電気需要最適化評価原単位

５年度間平均原単位変化（％）＝$(Ⓐ'\times Ⓑ'\times Ⓒ'\times Ⓓ')^{1/4}$（％）

15　第６表の１は、「(ロ）の理由」が「(イ）の理由」と同様になる場合には、「(イ）と同じ」と記入してもよい。また、第６表の２は、「(ニ）の理由」が「(ハ）の理由」と同様になる場合には、「(ハ）と同じ」と記入してもよい。

16　第７表は、選択する項目について該当するものに■印を付すこと。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十四号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項及び第九十一条の規定に基づき、国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十四日　　国土交通大臣　中野　洋昌

国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令

国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和五年国土交通省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定重要設備） **第一条**　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十条第一項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一～四　（略） 五　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第一号に規定する一般港湾運送事業　特定港湾（同法第二条第四項に規定する港湾であって、前年までの過去三年間における一年当たりのコンテナ取扱量の平均が八十万個以上であるものをいう。次条第五号において同じ。）におけるコンテナ埠頭において使用される情報処理システムであって、次に掲げる機能の全てを有するもの イ　船舶へのコンテナ貨物の積込に関する計画を作成する機能 ロ　コンテナ貨物の配置に関する計画を作成する機能 ハ　コンテナ貨物の配置の状況の管理を行うための機能 六　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十九項に規定する国際航空運送事業（次条第六号イにおいて「国際航空運送事業」という。）及び同法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業（同号ロにおいて「国内定期航空運送事業」という。）飛行計画を作成する機能を有する情報処理システム 七　空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。以下この号において同じ。）の設置及び管理を行う事業並びに空港に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項に規定する公共施設等運営事業　特定空港（空港法第四条第一項各号に掲げる空港であって、令和元年度の航空機の旅客数の合計が一千万人以上であるものをいう。次条第七号において同じ。）において使用される飛行場灯火（航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第四条第二号に規定する飛行場灯火をいう。）の光度を速やかに制御できる装置（電流を調整する機能を有する部分に限る。）	（特定重要設備） **第一条**　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十条第一項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一～四　（略） （新設）

（特定社会基盤事業者の指定基準）

第二条　法第五十条第一項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一～四　（略）

五　前条第五号に掲げる事業　当該事業を行う者であって、特定港湾におけるコンテナ埠頭においてコンテナ貨物を取り扱うものであること。

五　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十九項に規定する国際航空運送事業（次条第五号イにおいて「国際航空運送事業」という。）及び同法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業（次条第五号ロにおいて「国内定期航空運送事業」という。）飛行計画を作成する機能を有する情報処理システム

六　空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。以下この号及び次条第六号において同じ。）の設置及び管理を行う事業並びに空港に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項に規定する公共施設等運営事業　飛行場灯火（航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第四条第二号に規定する飛行場灯火をいう。）の光度を速やかに制御できる装置（電流を調整する機能を有する部分に限る。）

（特定社会基盤事業者の指定基準）

第二条　法第五十条第一項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一～四　（略）

（新設）

六　前条第六号に掲げる事業　当該事業を行う者（特定本邦航空運送事業者（航空法施行規則第二百四十条第一項第二号に規定する特定本邦航空運送事業者をいう。以下この号において同じ。）に限る。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

イ・ロ　（略）

七　前条第七号に掲げる事業　特定空港において当該事業を行う者（国土交通大臣を除く。）であること。

（削る）

（削る）

（構成設備）

第十二条　法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一～四　（略）

五　第一条第五号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ　船舶へのコンテナ貨物の積込に関する計画の作成、コンテナ貨物の配置に関する計画の作成又はコンテナ貨物の配置の状況の管理（ロにおいて「計画の作成等」という。）の用に供するサーバー

ロ　計画の作成等の用に供するソフトウェア

六　第一条第六号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

五　前条第五号に掲げる事業　当該事業を行う者（特定本邦航空運送事業者（航空法施行規則第二百四十条第一項第二号に規定する特定本邦航空運送事業者をいう。以下この号において同じ。）に限る。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

イ・ロ　（略）

六　前条第六号に掲げる事業　当該事業を行う者（国土交通大臣を除く。）であって、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

イ　当該事業に係る空港が空港法第四条第一項各号に掲げるものであること。

ロ　当該事業に係る空港における令和元年度の航空機の旅客数の合計が一千万人以上であること。

（構成設備）

第十二条　法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一～四　（略）

（新設）

五　第一条第五号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

七　第一条第七号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ～ニ　（略）

六　第一条第六号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ～ニ　（略）

附　則

この省令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十八号）の施行の日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則八―一二（職員の任免）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年三月十四日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則八―一二―二二

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（名簿の有効期間） **第十四条**　名簿の有効期間は、名簿の効力が発生した日から一年とする。ただし、次の各号に掲げる採用試験に係る名簿にあっては、当該各号に定める期間とする。 一　規則八―一八第三条第一項、第二項第一号並びに第三項第七号、第八号及び第十一号に掲げる採用試験（次号及び第三号に掲げるものを除く。）並びに法第四十五条の二第二項第四号に規定する経験者採用試験である採用試験　五年 二～四　（略） 2・3　（略）	（名簿の有効期間） **第十四条**　名簿の有効期間は、名簿の効力が発生した日から一年とする。ただし、次の各号に掲げる採用試験に係る名簿にあっては、当該各号に定める期間とする。 一　規則八―一八第三条第一項、第二項第一号並びに第三項第七号、第八号及び第十一号に掲げる採用試験（次号及び第三号に掲げるものを除く。）　五年 二～四　（略） 2・3　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行前に効力が発生した経験者採用試験（法第四十五条の二第二項第四号に規定する経験者採用試験をいう。次条において同じ。）である採用試験に係る法第五十条に規定する採用候補者名簿（次条において「名簿」という。）の有効期間については、この規則による改正後の規則八―一二第十四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条　規則八―一二第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書（規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）第二条に規定する人事管理文書であって、別表の一の表規則八―一二（職員の任免）の項に掲げるものをいう。）であって、この規則の施行前に効力が発生した経験者採用試験である採用試験に係る名簿に係るものの保存期間については、この規則による改正後の規則八―一二第十四条第一項並びに規則一―三四第三条及び別表の一の表規則八―一二（職員の任免）の項（保存期間の欄に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。